

西原町

こども子育てガイド

Nishihara-town
Child-rearing guidebook



令和6年3月



目次 CONTENTS

1.妊娠・出産 5

妊娠や出産の時に必要な情報をご紹介します。

【妊娠中の方】

妊娠の届出及び親子健康手帳の交付.....	6
妊産婦健康診査.....	6
西原町出産子育てサポート事業（出産子育て応援給付金事業）.....	6
妊産婦、新生児、未熟児訪問相談.....	7
産後ケア事業.....	7
妊娠高血圧症候群等療育援助費を受けるには...	8
妊産婦の保健相談.....	8
助産施設への入所.....	9
働く女性のための健康管理.....	10
パパの育休.....	10

【赤ちゃんが生まれたら】

出生届・低体重児の届出.....	11
出産育児一時金.....	11
未熟児養育医療.....	12
ベビースクール.....	12
予防接種.....	12
こんにちは赤ちゃん事業.....	13
児童手当.....	13
こども医療費助成事業.....	15

2.子育て17

子育てに関するいろいろな情報をご紹介します。

【子どもを預ける】

保育所（園）について.....	18
町立保育所・認可保育園・認定こども園一覧.....	20
延長保育について.....	21

副食費について.....	23
保育所(地域型保育等)の保育料等について.....	24
利用料金について（認定こども園）.....	25
町立幼稚園の入園について.....	25
預かり保育について（幼稚園）.....	26
病児・病後児保育事業について.....	27
放課後児童クラブ（学童）について.....	27

【サポート】

ファミリーサポートセンター.....	29
地域子育て支援センターについて.....	31
1親子ひろば「えくぼ」.....	31
ファミリークラブについて.....	32
子ども・子育て支援新制度について.....	33

【幼児教育・保育の無償化について】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち.....	36
幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち.....	36
認可外保育施設について.....	37
認可外保育施設等を利用する子どもたち.....	37
障害児の発達支援等を利用する子どもたち.....	37
私立幼稚園(新制度移行幼稚園)の保育料の無償化について.....	38
預かり保育の利用料の無償化について.....	38
認可外保育園の保育料等の無償化について.....	39

【施設の利用】

児童館について.....	40
西原町立図書館.....	41

3.健康と予防43

お子様の健康や予防接種に関する情報をご紹介します。	
乳幼児の保健相談.....	44
乳児一般健康診査.....	44
1歳6か月児健康診査.....	44
2歳児歯科健康診査.....	45



3歳児健康診査	45
4.学校と教育	47
学校のいろいろな情報をご紹介します。	

西原町内小学校・中学校一覧	48
就学時健康診断について	48
小中学校入学について	49
町立学校指定通学区域について	50
学区外・区域外就学について	51
他市町村から西原町内小・中学校への転入学手続き	52
西原町から他市町村への転退学手続き	52
西原町内の転居による転校の手続き	52
西原町教育相談室	52

5.サポート・助成制度	53
助成制度についてご紹介します。	

就学援助制度について	54
人材育成会（学資貸与申請について）	55
特別支援教育就学奨励費の支給	57
西原町人材育成会児童生徒の県外派遣に関する補助金交付事業	58
西原町こども貧困緊急対策支援事業	59

【ひとり親家庭】

児童扶養手当について	60
母子父子家庭等医療費助成制度	61
母子・父子寡婦福祉資金貸付金制度	61
ひとり親家庭等日常生活支援事業	62

6.発達支援・特別支援	63
心身の発達の気になる児童や障がいのあるお子様のための情報です。	

特別児童扶養手当	64
保育所（園）の発達支援保育について	65
幼稚園の特別支援教育について	65
親子通園事業「あゆみ」	66
障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業について	67
身体障害者（児）手帳について	68
療育手帳について	69
精神障害者保健福祉手帳	70
障害者（児）日常生活用具給付事業について	70
障害者（児）住宅改修費給付事業について	70
補装具の支給	71
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について	71
重度心身障がい者（児）医療費助成	72
障害児福祉手当	73
育成医療の給付（自立支援医療）	73
精神通院医療費の給付（自立支援医療）	74
心身障がい児歯科治療	74

7.子どもの安全	75
子どもの安全のための情報です。	

たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。	76
体罰は、法律で禁止されています。	77
児童虐待かな？と思ったら	78

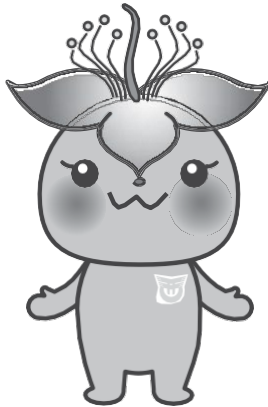
Nishihara Town
Child Rearing Guide Book

1

妊娠・出産



妊娠や出産の時に必要な情報をご紹介します。



妊 娠 中 の 方



妊娠中の方への情報です。

妊娠の届出及び親子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに「親子健康手帳」の交付を受けましょう。
「親子健康手帳」は妊娠、分娩、お子さんの健康記録のみならず、お子さんの心身の発達、育児に関しての一貫した健康管理に役立つ大切なものですので大切に取扱いましょう。

- 申請窓口
西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係
☎098-945-5311 (内線：2710・2711・2712)

妊産婦健康診査

親子健康手帳交付の際に、妊産婦健康診査受診票が交付されます。医療機関や助産所等で公費による健康診査を受けることができます。

- 申請窓口
西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係
☎098-945-5311 (内線：2710・2711・2712)

西原町出産子育てサポート事業（出産子育て応援給付金事業）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入や子育てサービスの利用等における負担軽減を図るため、妊娠届出後および出産届出後にそれぞれ経済的支援をするものです。

- 対象者
令和4年4月1日以降に出産した人や妊娠届をした人で、町の保健師等から面談やアンケートなどを受けた方。
- 経済的支援
 - ・ 出産応援給付金 妊婦1名当たり5万円
 - ・ 子育て応援給付金 新生児1名当たり5万円

支給方法等については担当課へお問い合わせください。

- 申請窓口
西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係
☎098-945-5311 (内線：2710・2711・2712)

妊産婦、新生児、未熟児訪問相談

妊産婦、出生後2か月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭を、保健師または助産師が訪問し、お母さんの体調や赤ちゃんの育ちについて見守りを行います。

出生後、親子健康手帳にあるピンクのハガキを下記まで届け出てください。

■申請窓口

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

産後ケア事業

出産後、お母さんのからだやこころの不調や育児に不安のある方、ご家族の方から十分な支援が得られない方等を対象に、ショートステイやデイサービス、ご自宅への訪問で助産師などから支援を受けられるサービスです。

■対象者

西原町に住民登録のある生後1歳未満の乳児とお母さんと、次の項目に該当する方

ただし、次の方は利用できません。

・母子ともに感染症の疑いや、入院・治療の必要がある場合

■内容

・からだところのサポート(母親支援)

乳房の手当て、産後の生活のアドバイス、ファミリープラン、卒乳の相談、心の悩みの相談など

・育児のサポート(育児支援)

沐浴や授乳の方法、育児や栄養・離乳食のアドバイスなど

すべてのサポートに、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認、赤ちゃんの体重測定を含みます。

■お問い合わせ先・申請窓口

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

妊娠高血圧症候群等療育援護費を受けるには

妊娠高血圧症候群等にかかり7日以上入院した低所得世帯（所得課税年額15,000円以下の世帯が対象。上限39,000円）の妊産婦に対し、その療育に要する費用の一部を所得に応じて支給します。

- 申請窓口
沖縄県南部保健所へお問い合わせください。
☎098-889-6945

妊産婦の保健相談

保健師及び栄養士が妊娠・出産・育児に関する相談を行っています。
※相談は随時です。

- お問い合わせ先
西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係
☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）



助産施設への入所

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けられない妊婦を入所させて助産を受けさせる制度です。

■対象

以下の条件を満たすもの

- ①生活保護世帯
- ②町民税非課税世帯

■注意点

- ・申請の前に、窓口相談が必要になります。
- ・申請は、出産予定日の2か月前までに行ってください。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係
☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）



困ったことがあったら
まず、相談してネ♥

働く女性のための 健康管理

女性の社会進出が進む中、男女雇用機会均等法では、事業者の義務として、
妊娠中または出産後の女性が健康診査等を受けるための時間を確保し、
その女性労働者が医師等の指導事項を守れるよう
以下の「サービス内容」の例のような措置を実施しなければならないことを定めています。

■サービス内容

(1) 妊産婦（妊娠中及び産後1か年を経過しないもの）は雇用主に申し出ることにより、次の保健指導や健康診断を受けるために必要な時間を得ることができます。

- ①妊娠23週までは4週間に1回
- ②妊娠24週から35週までは2週間に1回
- ③妊娠36週以降から出産までは1週間に1回
(主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう)

(2) 指導事項を守るための措置

妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流早産といった症状などに対応する措置

(3) 産前・産後休業

- 出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前（いずれも女性が請求した場合）
- 出産の翌日から8週間
ただし、本人が請求し、医師が支障ないと認めた場合は6週間

(4) 妊婦の軽易業務転換

- 5 妊婦の有害危険業務の就業制限
- 6 妊婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限
- 7 育児時間の請求
(生後1年に達しない生児を育てる場合、1日2回おのおの少なくとも30分の育児時間が請求可能です)

■相談窓口

厚生労働省沖縄労働局雇用均等室
那覇市おもろまち2丁目1-1 ☎098-868-4380

■母性健康管理指導事項連絡カード

母性健康管理指導事項連絡カードは、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるためのカードです。

■母性健康管理指導事項連絡カードの使い方

(1) 妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受けたとき、母性健康管理指導事項連絡カードに必要な事項を記入して発行してもらいます。

(2) 女性労働者は、事業主に母健連絡カードを提出して措置を申し出ます。

(3) 事業主は母健連絡カードの記入事項にしたがって、時差通勤や休憩時間の延長等の措置を講じます

(4) 妊産婦に対する医師等の指導を守るため、以下のような措置を雇用主は講じます

- ①妊娠中の通勤緩和
- ②妊娠中の休憩
- ③妊娠中または出産後の症状等に対応する措置



パパの育休

男女ともに仕事と育児を両立できるよう、令和4年4月1日より、従来の育児休業制度を分割して取得できるようになったほか、子の出生後8週間以内の期間に、4週間まで育児休業を取得できるようになりました。育児休業の申出先は、お勤めの事業所となります。

赤ちゃんが



生まれたら

赤ちゃんが生まれた方への情報です。

出生届・低体重児の届出

出生届は出生後14日以内に西原町役場 町民課へ届け出なければなりません。

■出生届

相談窓口／西原町役場 総務部 町民課 戸籍係

☎098-945-5012 (内線：2403・2404)

■低体重児の届出

相談窓口／西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311 (内線：2710・2711・2712) ☎098-944-6551

出産育児一時金

◎支給額について

国民健康保険の被保険者が出産したときは、488,000円となります。

また、「産科医療補償制度」に加入している病院等で分娩した場合には、12,000円加算され、500,000円となります。

■申請について

原則、西原町国保での申請は必要ありません。医療機関などからの請求に基づき、西原町国保から直接医療機関などに出産育児一時金を支払います。ただし、出産費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合には、その差額は、後日、被保険者の方から西原町国保に請求していただくこととなります。

※直接、病院等に出産育児一時金が支払われることを希望しない方は、出産後にご本人に支払うことも可能です(その場合は、ご本人が直接病院等にお支払いすることとなります)

■手続き

差額支給や直接請求を申請する方は必要書類を揃えて申請して下さい。

■必要書類

- ①国民健康保険証
- ②直接支払い制度同意書
- ③出産費用明細書
- ④世帯主の方の通帳かキャッシュカード
- ⑤写真付きの身分証(マイナンバーカード・免許証・パスポート等)

※世帯主以外への振込は委任状が必要です。

※流産・死産の場合は死産証明書等、妊娠週数が確認できる書類が必要です。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 健康保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163 (内線：2502)

未熟児養育医療

2,000g未満の赤ちゃん、もしくは生活能力が薄弱なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。ただし、所得に応じた自己負担があります。

※申請はお子様の入院中に行ってください。（退院後は申請できません。）

■申請窓口

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）

ベビースクール

生後4か月から6か月のお子さんを持つ両親を対象に、年に6回、離乳食の調理実習やベビーマッサージ、産後ママの体操等を実施しています。

また、同じ時期のお子さんを持つ親御さんの仲間づくりをお手伝いします。

■対象者

生後4か月～6か月のお子さんとそのご両親

■実施場所

西原町役場保健センター

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）

予防接種

法律により、伝染の恐れのある病気の発生及び蔓延を防止予防するために乳幼児及び児童に対して、適切な時期にワクチンを接種します。

■対象者

2歳までの対象者には、出生届出時に直接窓口で予診票を渡します。3歳以降の予防接種対象者には個別通知します。接種費用は無料です。

※町外より転入された方で、他市町村での予防接種履歴のある方は、こども課 母子保健係まで連絡ください。

■接種内容

詳細は西原町ホームページをご覧ください。

→ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）

こんにちは赤ちゃん事業

生後4ヶ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を、西原町の母子保健推進員または役場保健師がお伺いします。子育てに関する情報をお届けし、子育ての様子や困りごとなどをお聞きます。※特に手続きの必要はありません。事前連絡ご希望の方はご連絡ください。

■対象者

生後4ヶ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係

☎098-945-5311 (内線：2710・2711・2712)

児童手当

令和6年度中に児童手当制度の改正予定です
※詳細は決定次第、広報等でお知らせします。

1 児童手当制度について

【支給対象】

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

■支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限については次ページ別表(所得制限限度額・所得上限限度額)をご覧ください)
※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

■所得制限限度額・所得上限限度額

児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数（カッコ内は例）	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者【70歳以上の者に限ります。】又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

■支給時期

年3回（原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。）

2 児童手当制度を受けるには

【認定請求】

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

■認定請求に必要な添付書類

- 申請者の健康保険証
- 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 申請者のマイナンバー
- 配偶者のマイナンバー

※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。申請は、出生や転入から15日以内に!

■15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■15日特例の対象となる方

- ①初めてお子さんが生まれたとき
出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村に申請が必要です。
- ②第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき
手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内にお住まいの市区町村に申請が必要です。
- ③他の市区町村に住所が変わったとき
転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です。
- ④公務員になったとき、公務員でなくなったとき
お住まいの市区町村と勤務先に届け出・申請をしてください。公務員は、勤務先から支給されます。公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。

3以下に該当するときは、お住まいの市区町村に届け出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者が養育する児童と別居をしたとき
(児童が受給者と異なる市区町村に住んでいる場合、別居児童の住民票謄本、マイナンバーカード)
- ③振込先の口座を変更するとき・受給者の氏名が変わったとき（新しい通帳またはキャッシュカード）
- ④受給者が離婚、婚姻等により、児童の養育者が変わるとき
- ⑤国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311（内線：2702）

こども医療費助成事業

お子さんが病院の診察を受けたときにかかった医療費等について、健康保険等の規定による自己負担金を助成します。

※対象者で、医療機関への自己負担分の支払いが困難な方への貸付制度もあります。

■対象者

西原町に住所がある中学卒業前までの子どもの保護者で、子どもが健康保険に加入している方

■助成の範囲

入院・通院ともに

0歳～中学校卒業まで

(満15歳になった日以降最初の3月31日まで)

■申請期限

受診した翌月から2年以内です。

■申請に必要なもの

•保護者名義の通帳 •お子さんの健康保険証 •窓口に来る保護者の顔写真真身分証明書

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 健康保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163（内線：2502）

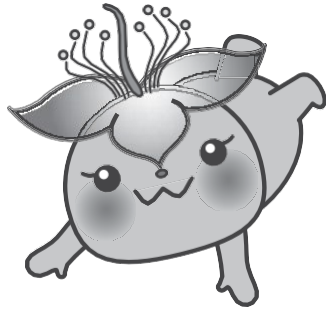
Nishihara Town
Child Rearing Guide Book

2

子育て



子育てに関するいろいろな情報をご紹介します。



子どもを預ける

保育所や幼稚園、放課後児童クラブ（学童）など、
お子様を預ける施設の情報です。



保育所（園）について

◎保育所（園）とその役割

保育所（園）は、「保育の必要な事由」に該当し、「認定区分」のうち2号認定または3号認定のいずれかの認定を受けた児童を入所させる児童福祉施設です。

「保育の必要な理由」とは、下の一覧のような理由で児童の保育が困難であることをさします。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるわけではありません。

「認定区分」とは、年齢、保育の必要性の有無によって決定されるものです。詳細は以下の（認定区分）をご参照ください。

■「保育の必要な事由」とは

1	就労	保護者がフルタイム、パートタイム、夜間就労、居宅内労働（自営業・内職）など、1週間あたり16時間以上の就労をしている場合。
2	妊娠・出産	母親が出産の前後であり、児童の保育が困難である場合。
3	疾病・障がい	保護者が疾病・負傷又は心身に障がいを抱えており、児童の保育が困難である場合。
4	看護・介護	保護者が、同居又は長期入院している親族の看護・介護を常時行っており、児童の保育が困難である場合。
5	災害復旧	火災、風水害、地震などの不幸により、家屋の損失、破損のため保護者が復旧にあたり、児童の保育が困難である場合。
6	求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）のために、児童の保育が困難である場合。また、申立書の有効期間は3ヵ月間とします。
7	就学	保護者が、大学・各種専門学校に通学している、又は職業訓練校等における職業訓練を受けており、児童の保育が困難である場合。ただし、短時間の習い事、塾、教室等は除きます。
8	虐待やDVのおそれ	児童に対し虐待をするおそれがある、又はその他社会的養護が必要な場合。
9	育児休業取得中 ※継続認定のみ	育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合。
10	みなし育休 ※継続認定のみ	2歳児未満の育休対象児の家庭保育を行うため、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合。
11	その他	上記の事情に類する状態であると町長が認める場合。

■対象児童

生後6か月から小学校就学前までの児童のうち、2号または3号認定を受け、西原町内に住民票を有していること。また、集団保育が可能であること。

■保育必要量の区分

保護者の就労時間等に応じて、施設利用時間を設定することになります。

「保育標準時間」利用	保護者の就労時間等が、1週間あたり30時間以上の方が対象。 施設利用時間は、1日最長11時間(原則8時間)。
「保育短時間」利用	保護者のうちいずれか一方の就労時間等が、1週間あたり16時間以上30時間未満の方が対象。 施設利用時間は、1日最長8時間。

■保育の時間

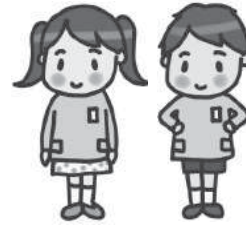
①「保育標準時間」利用の場合

月曜日～土曜日(日曜日、祝祭日および年末年始は休園)…7時15分～18時15分。

(キティーハウスは7時30分～18時30分。)

②「保育短時間」利用の場合

・園によって時間が異なります。詳細は各園へお問い合わせください。



■認定区分

2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望

- ・申請書類を審査後、保育の必要な事由に該当する方は、認定証を交付します。
- ・申込児童が定員を上回る場合は、優先度の高い方から順次入所承諾を行うため、認定証が交付されても必ず入所できるわけではありませんのであらかじめご理解ください。

■入所(園)の申込みに必要な添付書類

- 1.就労証明書
 - ・会社員など外勤している方
 - ・自営業者、農業者、内職、日雇職の方
- 2.看護(介護)状況申立書
 - ・看護・介護をしている方
- 3.診断書(看護・介護用)
 - ・上記2の申立書において、看護・介護を要する方
- 4.診断書(保護者及び同居者用)
 - ・病気等のため保育ができない方
- 5.求職申立書
 - ・求職中の方



※世帯の状況によって、上記書類以外にも提出書類が必要となる場合があります。

詳しくは、「保育所入所案内」をご覧ください。こども課までお問い合わせください。

■令和7年度 保育所(園)入所児童募集

令和7年度 西原町内保育所(園)入所(園)募集については、西原町ホームページや「広報にしはら」をご確認ください。公表は9月以降を予定しています。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 保育所係 ☎098-945-5311 (内線: 2708)

町立保育所・認可保育園・認定こども園一覧

■施設の案内

名称	定員	所在地	電話番号	備考	
公立	坂田保育所	100名	西原町字翁長665	945-5306	・延長保育 ・発達支援保育
	西原白百合保育園	120名	西原町字翁長303	945-4534	・子育て支援センター ・発達支援保育
認可保育園	愛和保育園	150名	西原町字小那覇337-2	945-4418	・発達支援保育
	さざなみ保育園	110名	西原町字安室196-1	945-1164	・延長保育 ・子育て支援センター ・発達支援保育学 童保育あり
	さざなみ保育園（分園）	50名	西原町字桃原76	945-3535	・延長保育
	小川保育園	70名	西原町字小橋川1-2	946-6057	・延長保育 ・発達支援保育学 童保育あり
	さくらんぼ保育園	120名	西原町字翁長523-12	946-1340	・発達支援保育
	さわふじ保育園	100名	西原町字小波津586-8	946-2540	・延長保育 ・発達支援保育
	さうんど保育園	60名	西原町字棚原183-1	945-2397	・発達支援保育学 童保育あり
	さうんど保育園（分園）	30名	西原町字棚原775	943-3032	
	西原保育園	100名	西原町字与那城172	943-3727	・発達支援保育
	こばとゆがふ保育園	90名	西原町字棚原772-3	946-5817	・発達支援保育
	うえはら保育園	12名	西原町上原2-32-2	917-4234	・延長保育
	キティーハウス	30名 ・従業員枠20名 ・地域枠10名	西原町字翁長591	943-0011	・延長保育
	こばと保育園	18名	西原町字棚原772	945-6828	・延長保育
	認定こども園	善隣幼稚園	84名 ・1号 60名 ・2号 24名	西原町字幸地1027-1	944-5344
坂田こども園		135名 ・1号 38名 ・2号 97名	西原町字翁長626-1	943-0318	・延長保育 ・発達支援保育 ・一時預かり保育（在園児のみ）
西原南こども園		105名 ・1号 25名 ・2号 80名	西原町字安室122-1	098-943-0012	・延長保育 ・発達支援保育 ・一時預かり保育（在園児のみ）

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 子ども課 保育所係、幼稚園・こども園係 ☎098-945-5311（内線：2709）

延長保育について

雇用形態の多様化や、通勤時間の増加などに伴う保護者のみなさまのご要望にお応えするため、通常の保育時間までにお迎えできない場合、19時15分までの延長保育を実施しています。

※実施時間等は実施園によって異なる場合があります。詳しくは実施園までお問い合わせください。

■手続き

申請には「延長保育利用承認申請書」を提出してください。
利用をやめる場合は「延長保育利用停止届」を提出していただきます。

■実施曜日

月曜日～金曜日

■実施時間

18時15分～19時15分

■利用料金

- ・1日：300円
- ・月契約：3,000円（1か月あたり）

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 子ども課 保育所係
☎098-945-5311（内線：2708）

■実施施設（園）

公立保育所

名称	住所	電話番号
坂田保育所	西原町字翁長665	098-945-5306

保育園

名称	住所	電話番号
さざなみ保育園	西原町字安室196-1	098-945-1164
小川保育園	西原町字小橋川1-2	098-946-6057
さわふじ保育園	西原町字小波津586-8	098-946-2540
うえはら保育園	西原町上原2-32-2	098-917-4234
キティーハウス	西原町字翁長591	098-943-0011
こぼと保育園	西原町字棚原772	098-945-6828
認定こども園坂田こども園	西原町字翁長626-1	098-943-0318
認定こども園西原南こども園	西原町字安室122-1	098-943-0012

保育所（地域型保育等）の保育料等について

◎保育料の算定方法

保育料は、同一世帯の前年度および今年度の住民税の町民税（所得割額）をもとに、第1～第8階層の階層が設定され、さらに標準時間・短時間の時間認定区分によって保育料が設定されています。

なお、1年間の保育料は下記の方法により算定を行います。

- ・4月から8月分→前年度の所得割額をもとに算定します。
- ・9月から3月分→今年度の所得割額をもとに算定します。

また、次の事項に該当する世帯については保育料の軽減、免除の適用があります。

- ・生活保護世帯の場合は0円
- ・母子世帯等で住民税非課税世帯は0円
- ・同一世帯から2人以上の児童が入所されている場合は、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点の年齢が3歳から5歳まで（住民税非課税世帯の場合は0歳児から2歳児についても）の子どもの保育料は無料となります。

ただし、給食費は副食費を含めて保護者負担となります。（一部免除者を除く。）

◎多子軽減

きょうだい児が公立・認可保育園、幼稚園、認定こども園等に新規入園又は継続入園している場合は、保育料の多子軽減が適用され、2人目は半額、3人目以降は無料となります。該当する世帯は、以下のような在籍していることがわかる証明書の提出を西原町役場こども課までお願いいたします。

提出する証明書の例

- ・入園承諾書 ・在園証明書 など

※公立保育所や各認可保育園、公立幼稚園在園児の場合は証明書提出の必要はありません。

なお、多子軽減適用となる施設は、以下の通りです。

- ・公立保育所 ・認可保育園（認可外施設は除く） ・公立幼稚園
- ・私立幼稚園（認可外施設は除く） ・認定こども園・特別支援学校幼稚部

※児童心理治療施設に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童を含みます。

■西原町保育料徴収基準額表

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)						
	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	
第2-1階層	前年度(今年度) 市町村民税非課 税世帯	母子世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2-2階層		一般世帯	0	0	0	0	0	0	
第3-1階層	前年度(今年度) 市町村民税 所得割額 (保護者合算)	48,600円 未満	母子世帯等	8,750 (0) [0]	8,550 (0) [0]	0	0	0	0
第3-2階層			一般世帯	18,500 (9,250) [0]	18,100 (9,050) [0]	0	0	0	0
第4-1階層		48,600円 以上 77,101円 未満	母子世帯等	9,000 (0) [0]	9,000 (0) [0]	0	0	0	0
第4-2階層			一般世帯	27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]	0	0	0	0
第4-3階層		77,101円以上 97,000円未満		27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]	0	0	0	0
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		35,500 (17,750) [0]	34,800 (17,400) [0]	0	0	0	0
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		42,500 (21,250) [0]	41,700 (20,850) [0]	0	0	0	0
第7階層		301,000円以上 397,000円未満		48,000 (24,000) [0]	47,100 (23,550) [0]	0	0	0	0
第8階層		397,000円以上		63,000 (31,500) [0]	61,900 (30,950) [0]	0	0	0	0

※3歳未満時には、満3歳に達してから最初の3月31日までの間にある子どもを含みます。

※第2-2階層は2人目も無料

※多子軽減:第3-2階層から第8階層の()は2人目基準額の半額、[]は3人目から無料です。

今年度 4月～8月分→前年度市町村民税所得割額をもとに算定

今年度 9月～翌年度 8月分→今年度市町村民税所得割額をもとに算定

1. 児童の属する世帯の階層が、第2階層（市町村民税非課税世帯）及び第3階層・第4階層（市町村民税課税世帯）と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は、当該階層の徴収金を減免します。
 - 1 「母子世帯等」… 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準じる父子世帯
 - 2 「在宅障がい児（者）のいる世帯」で次に掲げる児童（者）を有する世帯
 - （ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - （イ）療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - （ウ）特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者
 - 3 「その他の世帯」… 生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯
2. 第2-2階層～第4-2階層（市町村民税合算額が57,700円未満）に属する世帯は、支給認定保護者と同一生計の子どもに対し、年齢の高い順から数え、2人目は2分の1、3人目以降は無料に軽減した額とする。
3. 第4-2階層（市町村民税合算額が57,700円以上）～第8階層に属する世帯で同一世帯に2人以上幼稚園や認定こども園等の施設を利用している児童がいる場合は、年齢の高い順から数え、2人目は2分の1、3人目以降は無料に軽減した額とする。

■お問い合わせ先
西原町役場 福祉部 こども課 保育所係 ☎098-945-5311（内線：2708）

副食費について

幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点の年齢が3歳から5歳までの子どもについては保育料が無料となりますが、給食費は保護者負担となります。

ただし、給食費のうち副食費（おかず代等）については、保護者の所得割額に応じて免除となる場合があります。

■ 副食費徴収免除基準

市町村民税 所得割額 (保護者合算)	1号認定	2号認定
57,700円 未満	免除	免除
77,101円 未満		徴収 (ただし、第3子の 場合は免除)
77,101円 以上	徴収 (ただし、第3子の 場合は免除)	

(第3子の徴収免除)

※1号認定の場合 小学3年生までの子どもで、最年長の子どもから3人目以降の場合は、免除となります。

※2号認定の場合 就学前までの子どもで、最年長の子どもから3人目以降の場合は、免除となります。

利用料金について（認定こども園）

利用者の皆様にご負担いただく保育料は、現在の利用負担の水準や、利用者の負担能力（所得等）に応じて設定されています。

◎西原町保育料徴収基準額（1号認定）

幼児教育・保育の無償化により、無料となりますが、給食費は保護者負担となります。給食費のうち副食費の徴収免除については、P24 副食費徴収免除基準をご覧ください。

◎西原町保育料徴収基準額（2号認定）

保育所の保育料及び給食費と同じになります。
（P24 西原町保育料徴収基準額表及びP25副食費徴収免除基準をご覧ください。）

町立幼稚園の入園について

◎入園について

■入園対象

西原町内に居住する5歳児及び4歳児

■通園区域

幼稚園の通園区域の制限はありません。
※ただし、小学校からは通学区域がありますのでご注意ください。

■必要な経費

保育料...幼児教育・保育の無償化により、無料となります。
教材費等...月2,000円程度

■開園時間について

通常保育...月～金 8:15～14:00
休園日...土日祝日、慰霊の日、夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、修了式から入園式までの間（約2週間）
※給食があります。ただし、第1、第3、第5木曜日はお弁当の日です。
※学校行事等により保育日、休園日に変更されることもあります。

■給食費について

3,400円（主食費 500円 副食費 2,900円）
（第1、第3、第5木曜日はお弁当日です。）
※副食費の徴収免除については、P25 副食費収納免除基準をご覧ください。

■町立幼稚園一覧

名称	所在地	電話番号	FAX	園児数
西原幼稚園	西原町字与那城353	945-2568	945-2568	71人
西原東幼稚園	西原町字小橋川125	945-1385	945-1385	65人

※園児数は令和5年5月1日現在です

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 幼稚園・認定こども園係 ☎098-945-5311（内線：2709）

■定員数

5歳児は、各園定員はありません。
4歳児は各園30人（定員を越えた場合は抽選となります）

■2年保育について

・西原町立幼稚園では、幼児教育の充実や地域、保護者の多様なニーズに応えることができ、また幼稚園が地域の子育て支援機能及び「親と子の育ちの場」としての役割を一層発揮できるよう、2年保育（4歳・5歳）を実施しています。
・家庭生活から人との関わりや生活圏の拡大を求める時期の4歳児の入園ができます。
・同年齢や異年齢の幼児同士による集団での遊びの中で、直接的、間接的な体験をしたり、学習する機会や場所になります。

■その他

2年間の通園期間で子どもの成長が見られます。
通園区域の制限はないため、保護者の出勤コースやその他、それぞれのニーズに合った幼稚園が選択できます。

預かり保育について（幼稚園）

町立幼稚園在園児のうち希望者に対して幼稚園終了後、預かり保育を実施しています。
（※全町立幼稚園（2園）で実施）

■対象

- ・町立幼稚園に在籍し、保護者が次の理由により預かり保育を必要とする園児
（※ただし、幼稚園保育料及び給食費等の未納がない世帯の方）
 - 就労し、月64時間以上の労働時間である。
 - 出産予定日前・出産後2カ月
 - 疾病し、若しくは負傷し、又は障がい等を有している。
 - 同居の親族を常時介護等している。
 - 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。

■保育期間・時間

- ・期間…入園式の翌日から翌年の3月31日までの月曜日から金曜日
- ・時間…14：00から18：00※まで
（但し、夏季休業・秋季休業・冬季休業・学年末休業期間中は、8：15から18：00※まで）
※就業時間等に応じて18：30まで可能

■休園日

- ・土、日曜日
- ・祝日
- ・12月29日～1月3日まで
- ・慰霊の日及び園長が指定した日
- ・4月1日から入園式までの間（約2週間）

■必要な経費

- ・保育料日額250円（8月分のみ420円）
※18：30までの実施の場合は日額280円（8月分のみ450円）
- ・おやつ代および教材費用1,700円程度
- ・夏季・秋季・冬季・学年末休業中は給食がありませんので、弁当持参。
（※但し、夏季休業中については、希望者に対しケーターリングサービス（実費負担）あり）

■お迎えについて

- ・保護者が18：00（18：30で決定している場合は18：30）までに責任を持って迎えること。（※保護者以外の方が迎える場合は、前もって幼稚園にご連絡下さい。）

■預かり保育の申し込み・中止の申請の手続き

- ・手続き方法…預かり保育申込書に必要事項を記入し、こども課に提出してください。
- ・中止について…預かり保育中止届に必要事項を記入し、中止を希望する1週間前までにこども課に提出してください。
（※中止届の提出がない場合は保育料等を徴収する場合がありますので、ご注意ください。）

■必要書類

- ・預かり保育申込書
- ・就労証明書等
- ・施設等利用給付認定申請書（無償化の申請も同時に行います。）

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課
幼稚園・こども園係
☎098-945-5311（内線：2709）



※幼児教育・保育の無償化により、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」18Pの「保育の必要な事由」と同様の基準の認定）を受けた場合は、通常月の保育料の支払いはありません。

病児・病後児保育事業について

保護者の就労等の理由により児童等が病気の回復期に至っていないまたは回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり、子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

■対象児童

西原町に居住するもので次の1、2のいずれかに該当するもの。

- 1.乳児、幼児又は小学校に就学している児童で病気の回復期に至っていないまたは回復期にあるため、集団保育が困難な児童で、かつ保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童。
- 2.1に掲げる児童のほか、町長が一時預かりを必要と認める児童。

■対象となる病気

風邪、消化不良症（多症候下痢症）、麻疹、水痘、風疹、喘息、外傷性疾患等

■実施施設

医療法人ひまわりの会 太田小児科医院
（電話番号：946-5081）

西原町字小橋川164番地の1
定員 15名/日

■利用時間

8時30分～17時30分
但し 木曜日：8時30分～12時
土曜日：8時30分～15時30分
休診：木曜午後・日曜日・祝日

※幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点の年齢が3歳から5歳まで（住民税非課税世帯の場合は0歳児から2歳児についても）の子どもであって、認可保育園や認定こども園を利用しておらず、「保育の必要性の認定」（18Pの「保育の必要な事由」と同様の基準の認定）を受けた場合は、利用料について給付を受けられます。詳しくは、西原町役場こども課までご相談ください。

■利用料

- 1.保育料／2,000円（1人日額）※4時間以下は半額

但し
市町村民税非課税世帯：保育料一部免除
（利用料の半額免除）
生活保護世帯：保育料全額免除

- 2.食費／500円（お弁当とおやつ両方持参する場合、食費はかかりません）

■持ち物

親子健康手帳 着替え おむつ タオル等

■利用方法

事前に西原町役場こども課にて登録が必要です。
利用時は申請書に必要事項を記入の上、太田小児科医院へ提出してください。

なお、登録は毎年度必要となります。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課
子育て支援係
☎098-945-5311（内線：2702）

放課後児童クラブ（学童）について

◎放課後児童クラブ（学童）

放課後児童クラブ（学童）は、家庭が共働き等の理由により保護者が昼間不在の世帯の小学校に就学している児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。

■対象児童

町内に住所を有している者で保護者が就労その他の理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。

■申し込み

それぞれの放課後児童クラブ（学童）に直接お申し込みください。

■担当

西原町役場 福祉部 こども課
子育て支援係☎098-945-5311（内線：2702）

■放課後児童クラブ（学童）一覧 ※開所時間に変更になる場合があります。詳細は各クラブにてご確認ください。

放課後児童クラブ（学童）名	住所 問い合わせ先	開所時間		校区
		平日	土曜日	
1 太陽学童	西原町字上原 150-1 098-944-5006	12時 ～19時00分	8時 ～16時30分	坂田小
2 ももたまな学童	西原字上原 2-7-1 シエルパⅡ 101 090-9142-8648	12時 ～19時30分	8時 ～16時30分	坂田小 琉大附属小
3 オナガ学童クラブ	西原町字翁長 461 098-945-6838	12時30分 ～19時	8時 ～16時	坂田小
4 オナガ第2学童クラブ	西原町字翁長 461 (2F) 098-975-9709	12時30分 ～19時	8時 ～16時	坂田小
5 海星学童センター (海星学園内)	西原町字幸地 1033-1 098-945-4154	12時30分 ～19時	8時 ～16時	坂田小 西原南小
6 さくらんぼ学童園 (さくらんぼ保育園併設)	西原町字翁長 523-12 098-946-1340	12時15分 ～18時15分	8時 ～17時00分	坂田小
7 美原学童クラブ	西原町字与那城 255 098-945-3108	12時30分 ～19時	8時 ～16時	西原小 西原南小
8 ハイサイ学童	西原町字小橋川 39 080-6488-4619	12時30分 ～19時	8時 ～18時	西原東小
9 学童みらいクラブ	西原町字小波津 139 098-944-1915	12時30分 ～19時	8時 ～16時	西原小 西原南小
10 学童みらい★(ぼし)クラブ	西原町字嘉手苅 60 (令和5年4月より移転予定) 090-2856-1916	12時30分 ～19時	8時 ～16時	西原東小
11 あがり学童	西原町字小橋川 182-7 080-6485-1641	12時30分 ～19時	8時 ～18時	西原東小
12 えくぼ児童クラブ	西原町字与那城 277-29 098-946-9522	12時 ～19時	8時 ～18時	西原小 西原南小

■その他の学童

放課後児童クラブ（学童）名	住所 問い合わせ先	開所時間		校区
		平日	土曜日	
1 学童ミッキークラブ (さざなみ保育園内)	西原町字安室 196-1 098-945-1164	10時 ～18時30分	7時15分 ～15時15分	坂田小、西原小 西原東小、西原南小
2 サウンド学童	西原町字棚原 775-6 098-945-7220	14時 ～18時30分	実施なし	坂田小
3 みらい☺クラブ	西原町字我謝 207-3 070-1970-7161	12時 ～19時	要相談	西原小
4 アスリートクラブAnimo	内間 414-2(E-2) 080-3980-2614	11時 ～18時30分	要相談	坂田小、西原東小、 琉大附属小



サポート



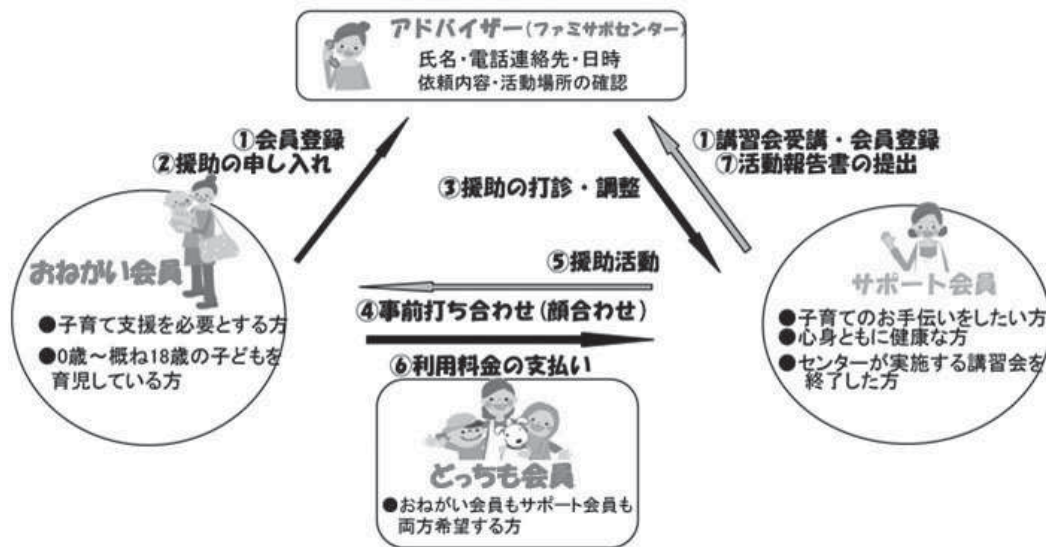
子育てを応援します。情報あれこれ。

ファミリーサポートセンター

育児の手助けをしてほしい方（おねがい会員）と、育児の手助けをしたい方（サポート会員）、地域の人どうしが会員となって行う有償ボランティアのしくみです。

子どもの一時預かりや保育施設への送迎、保護者の病気や急な預かりなど、地域で子育て支援を行っています。原則として、お子さんの預かり先はサポート会員の自宅となりますが、おねがい会員の希望する場所で預かることもできます。

■ファミリーサポートセンターのしくみ



子どもの一時預かりや保育施設への送迎、保護者の病気や急用時の預かりといったサービスの橋渡しをする役目です。子育て支援を必要とするおねがい会員とサポート会員が、地域で相互援助活動を行う有償ボランティアです。サポート会員（子育てサポーター）になるためには講習会を受講する必要があります。

■次のようなサポートが利用できます

- ①保育施設の開始前や終了後の預かり
- ②保護者等の病気や急用時の預かり
- ③買い物等外出の際の預かり
- ④出張などの宿泊を伴う預かり
- ⑤保育施設までの送迎
- ⑥冠婚葬祭やきょうだいの学校行事の際の預かり
- ⑦病児・病後児の預かり
- ⑧その他援助を必要とするとき

■利用時間・報酬の基準

利用内容（時間）	利用料金
平日（月～土）7：00～19：00	600円/時間
上記以外の時間・日曜・祝日・年末年始・当日緊急	700円/時間
病児・病後児	700円/時間
宿泊（要予約）21：00～7：00	500円/時間

※きょうだいで利用するときは、2人目以降が半額加算になります。
※利用料金は、おねがい会員がサポート会員へ直接お支払いください。交通費、オムツ、おやつ、食事などの実費は別途お支払いください。

※無断当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

※援助開始時間から1時間に満たない場合でも1時間の料金となります。

※サポート活動保険は入会と同時に加入となります。

●西原ファミリーサポートセンター利用料助成事業

ファミリーサポートセンターを利用する以下の対象世帯を対象に「ファミリーサポートセンター利用料助成事業」を行っています。ぜひ本制度を利用してファミリーサポートをご利用ください。申請方法や詳細については、センターまでお問合せください。

■対象

西原町・与那原町・中城村にお住まいのおねがい会員で、以下のいずれかの条件に該当する世帯

- ①ひとり親家庭
- ②市町村民税 非課税世帯
- ③ダブルケア世帯
- ④障がい児のいる世帯
- ⑤多胎児のいる世帯

※幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点の年齢が3歳児から5歳児クラスまで（住民税非課税世帯の場合は0歳児から2歳児についても）の子どもたちであって、認可保育園や認定こども園を利用しておらず、「保育の必要性の認定」（18Pの「保育の必要な事由」と同様の基準の設定）を受けた場合は、利用料について給付を受けられます。詳しくは、西原町役場こども課までご相談ください。

■内容

- 助成金額(ファミリーサポート利用時) 1時間当たり500円の助成を行います。
※1世帯1年間の利用限度額15,000円
(1年間(4月～翌3月まで)30時間)

○限度額を超える場合は、実費負担になります。

●ファミサポQ&A

Q1 知らない方に子どもを預けるのは少し不安がありますが？

A1 「サポート会員」になる方には、事前に育児に関する講習会を受けてもらいます。また、事前に「おねがい会員」と「サポート会員」が十分に話し合いや打合せを行いますので、お互いが理解した上でのお預かりになります。

Q2 子どもは、どこで預かってもらえますか？

A2 基本的には「サポート会員」の自宅で預かることとなりますが、「おねがい会員」の指定する場所で預かることもできます。また、近くの公園へ出かけたりも可能ですが、その場合は「おねがい会員」に了解をとってください。

Q3 子どもの食事もお願ひしたいのですが？

A3 お願いできます。事前打ち合わせの時に取り決めます。食事代やおやつ代は報酬とは別に実費を支払ってください。

Q4 子どもがケガをしたり、物を壊した場合の補償はありますか？

A4 会員間での解決を基本としますが、万一に備えてセンターは保険に一括加入します。保険料はセンターが負担します。

Q5 子どもの送り迎えに自家用車でいきたいのですが、自家用車でケガをした場合、保険は適用されますか？

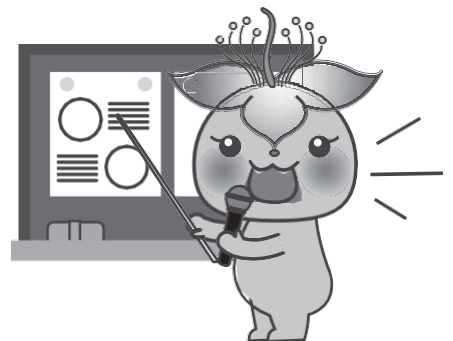
A5 会員傷害保険と子供傷害保険は適用されます。例えば「サポート会員」が預かった子どもを乗せて送りに行く途中、自動車事故を起こし自分もケガをし、子どもにもケガをさせた場合、上記2つの保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

■お問い合わせ先

与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター
住所：与那原町字東浜97-1 オーシャンブルーⅡ 101号
電話：098-988-1914 ファックス：098-988-1924
ホームページ：www.rofuku-okinawa.jp/yonabaru/
開所時間：月曜日～金曜日 9時～17時30分

■担当

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係
☎098-945-5311 (内線：2702)



地域子育て支援センターについて

子育て世帯に対する育児不安などについて相談指導を行うとともに親子が自由に遊べる場所を提供し、子育てサークルなどへの支援、地域の保育支援の情報提供、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場で、現在2箇所の地域子育て支援拠点があり、多くの方が利用しています。

※令和6年2月時点の状況のため、詳しくは、こども課または事業実施する子育て支援センターに直接お問い合わせください。

	めぐみの広場 (西原白百合保育園内)	まんぼうはうす (さざなみ保育園分園なぎさ2階)
住 所	西原町字翁長 303	西原町字桃原 76
電話番号	945-4781	945-3535
開設日	月～金（土・日・祝日は休み） ※木曜日は子育て相談	月～金（土・日・祝日は休み） ※水曜日は育児相談のみ
開設時間	・交流保育：9時～12時 ・自主交流保育：13時～15時	9時30分～11時30分 13時30分～16時30分

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 保育所係 ☎098-945-5311（内線：2709）

親子ひろば「えくぼ」

親子で一緒に「遊び」を楽しみ、小集団の中でのお友達とのかかわり方を体験していく場です。また、子育てで悩みを抱える保護者の相談を受けながら、育児のサポートをしていきます。

■対象者

- ・1歳6か月児健康診査および3歳児健診後の支援が必要と思われる幼児とその保護者。
- ・保育所、子育て支援センターや各機関からの紹介等で必要と思われる幼児とその保護者。

■定員

- ・前期クラス（1歳6か月児健診後） 概ね10組
- ・後期クラス（3歳児健診後） 概ね10組

■実施方法

各クラス月1回実施し、対象者には通知や連絡等を行いながら支援します。

■開催時間

- ①前期クラス：毎月第2金曜日 午前
 - ②後期クラス：毎月第4金曜日 午前
- ※都合により、変更することがあります。

■実施場所

西原町役場保健センター

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）

ファミリークラブについて

◎ファミリークラブとは

ファミリークラブは、「町の子はみんなわが子」を合言葉に児童館を拠点として、子どもたちの健全育成を目指し活動するクラブです。

ファミリークラブを母体として、その下に各サークル活動が展開されています。

■サークル活動の説明

1	親子及び世代間の交流活動	世代交流会でレクリエーションを行い、子ども同士や親子、おじいさん、おばあさんとの交流も深めています。
2	児童養育に関する研究活動	子どもの健全育成の為に各種講演会、研修会、座談会への参加や施設見学など、母親自身の資質の向上を目指した活動も行っています。
3	その他、児童福祉の向上に寄与する活動	行政機関や各種団体との連携を密にしながら、広報や児童館祭り、保育園、幼稚園、小学校などの行事への共催も行っています。

■マミーキッズの主な活動

マミーキッズ	「マミーキッズ」は乳幼児向けのクラブで、おゆうぎをしたり、いろいろなものを製作したりします。 小さな子のいるお母さん！お友達の輪を広げてみませんか。親子体操・リトミック（隔月1回）専門講師による指導です。
--------	---

■会員になるには

ファミリークラブは町内の方であれば未婚、既婚、男女を問わずどなたでも入れます。

- ・入会の手続き：各児童館の事務所で登録してください。
- ・年会費：無料
- ・入会すると児童館の施設利用、行事参加、サークル活動ができます。（活動時間内は保険が適用されます）
- ・サークル活動や行事によっては材料費など個人負担が出る場合がありますので、ご了承下さい。
- ・町内であればどの児童館でも入会いただけますが、入会は1箇所に限らせていただきます。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311（内線：2702）

子ども・子育て支援新制度について

●子ども・子育て関連3法について

平成24年8月に子育てに関する様々な課題を解決するために「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。

■子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部を改正する法律（略称）
- ・関係法律の整備等に関する法律（略称）

■子ども・子育て関連3法の主なポイントについて

1. 認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（施設型給付）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅型保育）への給付（地域型保育給付）の創設
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携認定こども園等の改善）
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

■新制度の詳しい内容について

詳しくは、内閣府のホームページ等をご覧ください。

内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK

■西原町の取り組みについて

西原町では、新制度の施行に伴い、必要な施設やサービスの整備を進めています。待機児童の解消や「地域子ども・子育て支援事業」の充実などに取り組むことで、子育て中のすべての家庭を支援することを目指します。



◎ 子ども・子育て支援新制度で利用できる施設・事業

■ 幼稚園（4歳～5歳児）

内容など	利用時間
小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う学校	昼過ぎ頃までの教育時間（おおむね 4 時間）のほか、預かり保育を実施

■ 保育園（0歳～5歳児）

内容など	利用時間
就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	夕方までの保育（最大 11 時間）のほか、施設により延長保育を実施

■ 認定こども園（0歳～5歳児）

内容など	利用時間
幼稚園と保育所の機能、特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	（満 3 歳以上）昼過ぎ頃までの教育時間のほか、預かり保育を実施
	夕方までの保育（最大 11 時間）のほか、施設により延長保育を実施

■ 地域型保育事業（0歳～2歳児）

施設・事業 （対象児童）	内容など	利用時間	利用できる保護者
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、5 人以下の少人数を対象に保育を行う。	夕方までの保育（最大 11 時間）のほか、施設により延長保育を実施	就労などのため、家庭で保育のできない保護者
小規模保育	定員 19 人以下の小規模な環境で保育を行う。		
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと一緒に地域の子どもに保育を行う。		
居宅訪問型保育	個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う。		

※現在、西原町内において、地域型保育事業（家庭的保育、居宅型保育）はなく、幼稚園は4歳児から5歳児を受入れ、認定こども園では満3歳児から5歳児を受入れております。

◎支給認定について

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■3つの利用認定区分

認定区分	対 象	利用できる施設・事業
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）で、学校教育のみ受ける子ども	認定こども園、幼稚園
2号認定（保育認定）	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子	認定こども園、保育所
3号認定（保育認定）	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）

※2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間（11時間保育）」又は「保育短時間（8時間保育）」に区分されます。

■主な手続きについて

1. 町立保育所・認可保育園 → 14ページ「保育園について」をご覧ください
2. 町立幼稚園 → 23ページ「幼稚園の入園について」をご覧ください
3. 町内外の認定こども園

【1号認定】認定こども園

「step1」各施設に直接利用を申し込みます。

↓
「step2」各施設から入園の内定を受けます。

↓
「step3」町に認定申請します。

↓
「step4」町から「支給認定証」が交付されます。

↓
「step5」各施設に入園となります。

4

- ・ 町内の認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）

【2・3号認定】認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）

「step1」町に「保育の必要性」の認定を申請します。

↓
「step2」町から「支給認定証」が交付されます。

↓
「step3」申請者の希望、各施設の状況などにより、町が利用調整します。

↓
「step4」利用先の決定後、各施設に入園となります。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 保育所係 こども課 幼稚園・こども園係 ☎098-945-5311（内線：2708）

幼児教育

保育の無償化について

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※ 0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 食材料費は、副食（おかず・おやつ等）を含めて保護者の負担となります。
(注) ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちについては、副食の費用が免除されます。
 - 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - 子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定等の手続きが必要です。
- 0歳児から2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。



【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、西原町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の条件（認可保育所の利用と同等の条件）がありますので、西原町にご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設について

■施設の案内

※作成時点での情報です。変更されている場合があります。

	施設名	対象者	所在地	電話番号	指導監督基準	備考
1	海星学園	1歳児～5歳児	西原町字幸地1033-1	945-4154	○	学童保育あり
2	がじゃほいくえん	3か月～5歳児	西原町字我謝5-1	945-9822	○	
3	マイマイクラブ	3か月～5歳児	西原町字池田92	945-6125	×	
4	ちゃちゃま保育園	6か月～5歳児	西原町字棚原62	943-9855	○	
5	みくにこどもの家	1歳児～5歳児	西原町字幸地883-1(A棟)	944-2256	○	
6	うえはら(きらら)保育園	6か月～2歳児	西原町上原2-32-2	946-7625	○	企業主導型
7	もりのはな保育園	6か月～2歳児	西原町字小那覇255-4	963-7887	○	企業主導型

※認可外保育施設指導監督基準を満たし、認定を受けた施設は沖縄県から証明書の交付を受けます。詳細については、沖縄県 HP にてご確認ください。(最新の情報に更新されている場合があります。ご注意ください。)

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kosodate/ninnkagai-nishihara.html>

ホーム > 教育・文化・交流 > 子育て > 事業概要・制度概要 > 認可外保育施設について > 認可外保育施設の個別情報 (26 西原町)

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 保育所係 ☎098-945-5311 (内線: 2708)

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、西原町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、ご確認ください。

- 3歳児から5歳児クラスまでの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間(令和6年9月末まで)を設けています。

障害児の発達支援等を利用する子どもたち

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 保育所係 ☎098-945-5311

福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791 (発達支援等の利用について)

私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）の保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、満3歳児から5歳児クラスの子どもたちの入園料・保育料について、月額25,700円（※）を上限として給付（現物給付）を受けることができます。

※無償化の対象となるのは入園料と保育料のみです。教材費、通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者負担となります。

■ 認定の手続き

提出書類 ・施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届

預かり保育の利用料の無償化について

共働き世帯など「保育の必要性の認定」（18Pの「保育の必要な事由」と同様の基準の設定）を受けた園児が、在園する幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育を利用した場合、預かり保育料について日額450円×利用日数（月額上限11,300円）の範囲で給付を受けることができます。（※）

※満3歳児については、住民税非課税世帯のみが対象となります。

■ 認定の手続き

提出書類 ・施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届

添付書類 （保育の必要性の事由に応じ、父母それぞれについて次の書類のいずれか）

- ・就労証明書
- ・自営業・農業申立書
- ・看護（介護）状況申立書
- ・診断書（看護・介護用）
- ・求職申立書 等

■ 支給申請の手続き

こども課窓口にて支給申請をしてください。

提出書類 ・施設等利用費請求書

添付書類 ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書

・特定子ども・子育て支援提供証明書 等

認可外保育園の保育料等の無償化について

■ 保育料の無償化

幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点の年齢が3歳児から5歳児クラスまで（住民税非課税世帯の場合は0歳児から2歳児クラスについても）の子どもたちであって、「保育の必要性の認定」（18Pの「保育の必要な事由」と同様の基準の設定）を受けた場合は、保育料（※）について、月額37,000円（0歳児から2歳児クラスについては月額42,000円）の範囲内で給付を受けることができます。

※日用品費、文房具、その他保育に必要な物品の購入に要する費用、通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者負担となります。

■ 認定の手続き（※）

提出書類 ・施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届
・保育等利用申し込み等の不実施に係る理由書

添付書類 （保育の必要性の事由に応じ、父母それぞれについて次の書類のいずれか）

- ・勤務証明書
- ・自営業・農業申立書
- ・看護（介護）状況申立書
- ・診断書（看護・介護用）
- ・求職申立書 等

※認可保育園等の入所申し込みをしており、入所保留（待機）状態にある子どもたちについては、町が「みなし認定」を行いますので、申請は不要です。

■ 施設の併用利用について

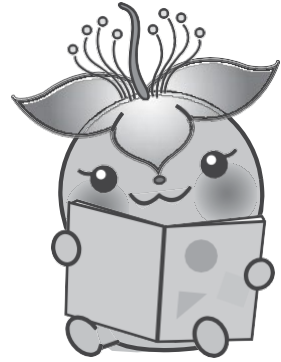
認可外保育園の保育料だけでなく、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業等の利用料金についても、保育料と利用料とを併せて月額37,000円（0歳児から2歳児については月額42,000円）の範囲内で、給付を受けることができます。

■ 支給申請の手続き

提出書類 ・施設等利用費請求書

添付書類 ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
・特定子ども・子育て支援提供証明書
・活動報告書 等

施設の利用



子育てに役立つ施設の情報です。

児童館について

◎児童館とは

児童館は、乳幼児・小中高校生等のための児童厚生施設です。子どもが自由に遊び、話し合い、多くの仲間とふれあうことができる施設で、児童を中心とした地域交流の活動の場としても活用できる施設です。

また、各児童館ではマミーキッズ（乳幼児の親子対象）が組織され、育児講演会やリトミック、親子体操教室や手作り教室が行われています。詳しくは、P32の「ファミリークラブについて」をご覧ください、各児童館へお問合せください。

■利用対象者

1. 0歳～18歳までの児童（未就学児童については、保護者の同伴が必要です）
2. 子ども会などの児童団体
3. 児童の健全育成団体
4. その他（児童健全育成が図られる活動等）

■利用時間

- 月～土曜日（10時30分～17時30分）
※昼食時間（12時～13時）は利用できません

■利用料

無料

■休館日

日曜日、国民の休日、祝日、慰霊の日、年末年始

■利用手続き

利用を希望する児童館で利用申請書を提出して利用カードを作ってください。

■児童館一覧

	名称	所持地	電話番号
1	西原児童館	西原町字我謝 241-84	945-4393
2	西原東児童館	西原町字嘉手苺 57	944-0976
3	坂田児童館	西原町字翁長 665	944-6308
4	西原南児童館	西原町字安室 123-7	944-7006

※情報誌バックナンバー

1. 西原児童館「わらび」
2. 西原東児童館「きじむな～」
3. 坂田児童館「あしばな」
4. 西原南児童館「がんまり」

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/papers/ikuzishien/index.html>

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311（内線：2702）

西原町立図書館

◎概要説明

西原町立図書館の児童コーナーには、0歳児からの赤ちゃん絵本をはじめ、幼児向け絵本、紙芝居、大型絵本等、絵本や児童書が約33,000点あります。

また、小さいお子さまのためのテーブルや椅子、幼児用トイレ、授乳室も完備しています。

赤ちゃんから大人まで、ご家族のために心温まる穏やかな空間と時間をご提供しています。

■所在地

西原町字与那城152-5

■週の開館状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日
開館時間	休館	10時～19時				10時～17時	

■閉館日

- ・月曜日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・国民の祝日（11月3日の文化の日は除きます）
- ・毎月第3木曜日（館内整理日）
- ・慰霊の日（6月23日）
- ・特別整理期間（年1回、15日以内で対応）
※特別整理期間については事前に掲示板や広報等でお知らせします。
- ・台風接近等に伴う対応については、HPをご覧ください。

■行事

- ・こどもの読書週間（4月下旬～5月上旬）
- ・夏休み上映会（夏休み期間中）
- ・おはなし会、イベント等は、HP等で随時お知らせします。
※変更になる場合もあります。ご了承ください。

■手続きについて

- ・「利用者カード申請書」に必要事項を記入します
- ・カウンターで住所と名前と生年月日が確認できるもの（運転免許証や保険証など）を提示してください。
※町内通勤・通学の方はこれを証明できるもの（学生証や社員証、図書館所定の証明書）をあわせてご提示ください。

■本の借り方

- ・借りたい本や視聴覚資料（CD・DVD等）と「利用者カード」をカウンターへ提示してください。
- ・貸出期間は下記資料それぞれ2週間です。
※本・雑誌・紙芝居はあわせて10冊以内。
※DVDは2点以内。
※CDは3点以内。
※自動貸出機で手続きすることもできます。（視聴覚資料を除く）

■本を返すとき

- ・カウンターにお返しください。返却時は利用者カードの提示は必要ありません。
- ・閉館の際には、正面玄関横の返却ポスト（図書用、AV用があります）に入れてください。

■駐車場

自動車50台、二輪車15台、自転車8台

■ホームページ

詳細は西原町立図書館ホームページをご覧ください。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/library/>

■お問い合わせ先

西原町立図書館（西原町教育委員会 文化課）

☎098-944-4996

Nishihara Town
Child Rearing Guide Book

3

健康と予防



お子様の健康や予防接種に関する情報をご紹介します。



乳幼児の保健相談

乳幼児のお子さんを持つ保護者に対して育児に関する相談を行っています。

※相談は随時です。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

乳児一般健康診査

乳児期は発育、発達の大変な時期です。4～5か月児に1回、9～11か月児に1回の健康診査を行うことによって心身の異常の早期発見に努めます。

また、保健師による保健相談や栄養士による栄養相談を行います。

■対象者

- 1回目: 4～5か月児
- 2回目: 9～11か月児

■実施回数

- 年10回実施
- ※対象者には詳しい日程と内容について役場から通知します。

■健診場所

西原町役場保健センター

■健診内容

- ①身体計測
- ②問診
- ③貧血検査 (9～11か月児のみ)
- ④診察
- ⑤歯みがき相談 (9～11か月児のみ)
- ⑥保健相談
- ⑦栄養相談

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

1歳6か月児健康診査

1歳7か月から2歳未満の時期に健康診断を行うことにより、歩行や言語等の身体面での遅れ、視聴覚機能の異常、精神発達の遅れなどの早期発見に努めます。

また生活習慣の改善や虫歯の予防などに関する相談や、育児支援に関する情報等の提供を行います。

■対象者

1歳7か月から2歳未満児

■実施回数

- 年11回実施
- ※対象者には詳しい日程と内容について役場から通知します。

■健診場所

西原町役場保健センター

■健診内容

- ①身体計測
- ②問診
- ③貧血検査
- ④診察
- ⑤歯科診察
- ⑥歯科保健相談
- ⑦フッ素塗布
- ⑧栄養相談
- ⑨保健相談
- ⑩子育て相談

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

2歳児歯科健康診査

1歳半から3歳の間に虫歯になる子どもが増えています。その予防として、歯科医師による歯科診察、歯科衛生士による歯磨き相談、およびフッ素塗布、保健師による保健相談や栄養士による栄養相談を行います。

■対象者

2歳から3歳未満児

■実施回数

年4回実施

※対象者には詳しい日程と内容について役場から通知します。

■健診場所

西原町役場保健センター

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

■健診内容

- ①問診
- ②歯科診察
- ③フッ素塗布
- ④歯みがき相談
- ⑤保健相談
- ⑥栄養相談
- ⑦子育て相談

3歳児健康診査

3歳4か月以上4歳未満の幼児に対し健康診断を行い、視覚・聴覚・運動・発達等心身の異常や精神発達の遅れ等の早期発見に努めます。

■対象者

3歳4か月から4歳未満児

※対象者には詳しい日程と内容について役場から通知します。

■実施回数

年11回実施

■健診場所

西原町役場保健センター

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311 (内線: 2710・2711・2712)

■健診内容

- ①視覚検査
- ②身体計測
- ③問診
- ④尿検査
- ⑤視力検査・聴力検査
- ⑥診察
- ⑦歯科診察
- ⑧歯科保健相談
- ⑨フッ素塗布
- ⑩栄養相談
- ⑪保健相談
- ⑫子育て相談



Nishihara Town
Child Rearing Guide Book

4

学校と教育



学校のいろいろな情報をご紹介します。



西原町内小学校・中学校一覧

■西原町内小学校・中学校の一覧

(小学校)

	名称	所在地	電話番号	FAX	備考
町立	西原小学校	西原町字与那城353	945-2402	946-5405	
	坂田小学校	西原町字翁長627	945-5222	946-5400	
	西原東小学校	西原町字嘉手苜90	945-1384	946-5403	
	西原南小学校	西原町字安室123-2	945-5500	946-9753	
国立	国立大学法人 琉球大学附属小学校	西原町字千原1	895-8454	895-8456	※琉大附属小学校に関するご質問は、学校の方へ直接お問い合わせください。

(中学校)

	名称	所在地	電話番号	FAX	備考
町立	西原中学校	西原町字翁長238	945-5202	946-4778	
	西原東中学校	西原町字小那覇308-1	946-2626	945-2566	
国立	国立大学法人 琉球大学附属中学校	西原町字千原1	895-8462	895-8463	※琉大附属中学校に関するご質問は、学校の方へ直接お問い合わせください。

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039 (内線: 2204・2205)

就学時健康診断について

9月を目途に来年度小学校へ入学する幼児(満6歳)の保護者(または世帯主)の方へ西原町教育委員会より就学時健康診断通知書を郵送します。入学予定の幼児が健康な体で入学できるよう、健康診断を行いますので、同封の「就学時健康診断通知書」に記載された日時と場所で受診してください。

■健康診断の時に必要なもの

1. 就学時健康診断通知書
2. 就学予定者の健康調査票(必要事項を記入しておいてください)
3. 親子健康手帳

※住所その他記載事項に異動があった場合は、速やかにご連絡ください。

※目安として、10月上旬までに就学時健康診断通知書が届かない場合は西原町教育委員会教育総務課へご連絡ください。

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039 (内線: 2204・2205)

小中学校入学について

12月下旬に就学通知書を発送します。

通知後に転居する等住所が変わる場合には、速やかにご連絡ください。なお、私立及び国立小学校に在学している児童で町立中学校への入学を希望する場合は西原町教育委員会教育総務課へご連絡ください。

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039 (内線: 2204・2205)



町立学校指定通学区域について

町立学校の学校区と通学区域は以下の表のとおりです。

■小学校

学 校	通学区域（住所※行政区ではありません）
西原小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・兼久(326、330、331-1、395、397～406番地を除く) ・与那城(102番地を除く) ・我謝(2～8、16、23～24番地を除く) ・小波津(477-1、532-2、533～682番地のみ) ・東崎
坂田小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・幸地 ・棚原 ・徳佐田 ・森川 ・千原 ・上原 ・翁長(240、249～283番地を除く) ・呉屋(349～451番地のみ)
西原東小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・呉屋(349～451番地を除く) ・津花波 ・小橋川 ・内間 ・掛保久 ・嘉手苺 ・小那覇 ・兼久(326、330、331-1、395、397～406番地のみ)
西原南小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・与那城(102番地のみ) ・我謝(2～8、16、23～24番地のみ) ・翁長(240、249～283番地のみ) ・安室 ・桃原 ・池田 ・小波津(477-1、532-2、533～682番地を除く)

■中学校

学 校	通学区域（住所※行政区ではありません）
西原中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・幸地 ・棚原 ・徳佐田 ・森川 ・千原 ・上原 ・翁長 ・呉屋 ・津花波 ・桃原 ・池田 ・小橋川(210-1、210-57～78、210-80、210-83、227～229、244～251、260～263-7、264～268、280～282、286、287番地のみ) ・安室(199～207、209番地を除く) ・小波津(477-1、532-2、533～682番地を除く)
西原東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・内間 ・掛保久 ・嘉手苺 ・小那覇 ・兼久 ・与那城 ・我謝 ・小橋川(210-1、210-57～78、210-80、210-83、227～229、244～251、260～263-7、264～268、280～282、286、287番地を除く) ・小波津(477-1、532-2、533～682番地のみ) ・安室(199～207、209番地のみ) ・東崎

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039（内線：2204・2205）

学区外・区域外就学について

児童生徒の教育上必要と認められる特別な理由（下記「指定学校変更許可基準」参照）があるときは、指定された小学校及び中学校を変更することができます。

変更を希望する場合は、西原町教育委員会に指定学校変更申請書を提出して許可を受けてください。

◎指定学校変更許可基準

（平成20年12月8日 教育長決裁）

種別	要件	許可期間	添付書類
町内転居	町内で転居した後も、在籍している学校へ引き続き就学を希望する場合	卒業まで	
転居予定	おおむね1年以内に転居することが明らかであり、転居先の指定学校への就学を希望する場合	転居予定月まで	建築確認済通知書の写し等 （建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書など）
町外からの再転入	町内の学校に在籍後転出し、再度転入した場合に転出前に就学していた学校への就学を希望する場合	卒業まで	
留守家庭（小学生）	保護者の就労等で下校後監護するものがないため、預かり先所在地の指定学校に就学を希望する場合（学童等を除く）	卒業まで （毎年申請が必要）	○就労（勤務）証明書 ○児童預かり証明書
兄弟姉妹同一校	指定学校変更許可された兄弟姉妹が就学している学校への就学を希望する場合	卒業まで	
持ち上がり中学校	○坂田小、西原南小の児童で、西原中学校が指定校ではないが西原中学校に就学を希望する場合 ○西原小、西原東小の児童で、西原東中学校が指定校ではないが西原東中学校に就学を希望する場合	卒業まで	
大規模校解消	坂田小学校区から他の小学校区への就学を希望する場合	卒業まで	
教育的配慮	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合	卒業まで	○学校長の意見書
その他	教育委員会が適当であると認めた場合	卒業まで	○申請にかかる事実を証明する書類

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039（内線：2204・2205）



他市町村から西原町立小・中学校への転入学手続き

転出する学校で以下の書類の発行を受けてください。

- ・ 在学証明書
- ・ 教科書給与証明書

↓ ← (町民課で転入手続)

■教育総務課 窓口へ

- ・ 書類確認の後、「転入学通知書」を発行。
※後日、教育委員会から転校先の学校へ提出する場合があります。

↓

指定された学校へ電話等による事前連絡の上、前学校で発行を受けた書類を提出してください。

転入・転出に伴う住所変更に関しては、各市町村の住民票等の担当課が対応します。

※DV被害等、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

事前に住所地等の教育委員会にご相談ください。

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039 (内線: 2204・2205)

西原町から他市町村への転退学手続き

転出する学校で以下の書類の発行を受けてください。

- ・ 在学証明書
- ・ 教科書給与証明書

↓

転入先の市町村教育委員会で確認し、指定された学校へ提出してください。

転入・転出に伴う住所変更に関しては、各市町村の住民票等の担当課が対応します。

※DV被害等、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

事前に住所地等の教育委員会にご相談ください。

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039 (内線: 2204・2205)

西原町内の転居による転校の手続き

転出する学校で以下の書類の発行を受けてください。

- ・ 在学証明書
- ・ 教科書給与証明書

■教育総務課 窓口にて

- ・ 上記の書類を確認させ、西原町内の小中学校への「転入学通知書」を発行してもらい、転校先の学校へ提出してください。

※ただし、状況によっては、教育委員会から転校先の学校へ提出する場合があります。

転居に伴う住所変更に関しては、町民課が対応します。

■お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039 (内線: 2204・2205)

西原町教育相談室

不登校・非行傾向・いじめ（教育問題全般）について児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

■相談日時

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始休暇・6/23慰霊の日を除きます）
9：00～16：00（12時～13時を除きます）

■お問い合わせ先

西原町中央公民館内・教育相談室 ☎098-944-3603

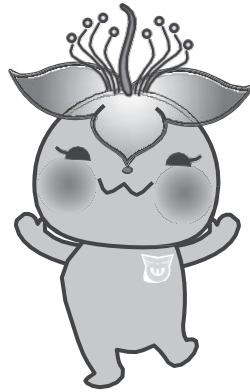
Nishihara Town
Child Rearing Guide Book

5

サポート・助成制度



助成制度についてご紹介します。



就学援助制度について

経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学援助」を行っています。

■対象者

就学援助制度の対象者は、次のいずれかに該当する者です。

- 1) 生活保護法による生活保護を受けている者（要保護）
- 2) 要保護に準ずる程度に困窮している者で、次のいずれかに該当する者（準要保護）
 - ①生活保護の受給が停止又は廃止された者
 - ②当該年度の市町村民税が非課税である者
 - ③当該年度の世帯の収入額が西原町教育委員会の定める基準額未満の者
 - ④その他教育長が認める者

(上記③における認定基準額の参考例)

世帯人数	世帯構成	世帯の総収入金額	
		認定世帯①	認定世帯②
2人	親1人・小学生1人の場合	約180万円	約230万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約250万円	約320万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約300万円	約380万円
5人	両親・中学生1人・小学生2人の場合	約360万円	約450万円
6人	両親・中学生2人・小学生2人の場合	約420万円	約520万円

※ 上記の金額はおおよその目安額であり、世帯構成（人数や年齢）によって金額が異なります。

※ 事業所得や不動産所得などの場合は、上記に限らないことがあります。

■援助費の種別及び支給額（4月認定による年額）

[単位：円]

支給区分		新入学 児童生徒 通学用品費	通学用品費	学用品費	校外活動費	修学旅行費	学校給食費	医療費 (要保護世帯のみ)	年間 支給見込額 (医療費除く)
町立小学校	1年生	19,900	2,170	11,100	1,510	10,000	48,400	実費	80,910
	2~5 年生								63,180
	6年生		73,180						
町立中学校	1年生	22,900	2,170	21,700	2,180	60,000	55,000	実費	101,780
	2年生								141,050
	3年生		81,050						

※ 要保護世帯については、医療費及び修学旅行費のみとなります。また認定世帯②については、学校給食費のみとなります。

※ 医療費については、学校保健安全法で定められた疾病に限ります。

※ 区域外就学児童生徒については、援助費目が異なりますので、教育委員会にご確認ください。

■申請受付期間及び提出先

広報にしはら及びホームページにてご確認ください。西原町教育委員会にお問い合わせください。

■提出書類等

- 1 就学援助申請書
- 2 住民票謄本（続柄の記載されているもの）
- 3 当該年度の所得課税証明書（同一世帯員のうち、収入のある方全員分）
- 4 その他（預金通帳の写し等）

※2及び3の書類は、収入の状況及び住民世帯情報を西原町教育委員会が確認することについて同意する場合は提出不要となります。（ただし、西原町外にお住まいの方又は同意がない場合は、申請時に住民票謄本を提出し、所得課税証明書は6月1日以降に速やかに提出してください）

※4の書類は、金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できるページ（表紙等）の写しを提出してください。

お問い合わせ先

西原町 教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039（内線：2205）

人材育成会（学資貸与申請について）

西原町人材育成会では、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、高等学校・高等専門学校・専修学校・大学（短大・大学院）に進学、在学する学生、生徒に対し学資を貸与しています。

※申請書の受付は、毎年3月1日～3月31日の期間のみ行っておりますので、お気をつけください。

■貸費生の種類、募集人員、貸与月額

種別	採用予定人員	貸与月額
県内高等学校	若干名	10,000 円
高等専門学校（1 年次～3 年次）	若干名	10,000 円
高等専門学校（4 年次～5 年次）	若干名	30,000 円
専修学校（高等専修学校）	若干名	10,000 円
専修学校（専門学校）	若干名	30,000 円
県内大学（短大・大学院含む）	若干名	30,000 円
県外大学（短大・大学院含む）	若干名	40,000 円
海外大学	若干名	40,000 円

■応募資格

- ・日本国籍を有し、西原町内に1年以上居住する者又はその者の子弟のうち、優秀な学生、生徒で経済的理由による修学困難な者
- ・学校教育法による高等学校・高等専門学校・専修学校・大学・海外大学（学校教育法による大学と同等の教育課程をもつ学校）に在学又は入学が決定している者
- ・独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体又は民間育英団体等から学資金の貸与を受けていない者
- ・貸与した学資金の返還義務を確実に履行できる者

■学資金の貸与及び返還

1. 貸 与

- I. 学資金の無利息：
学資金は無利息で貸与されます。
- II. 学資金の振込：
学資金は本会が指定する金融機関に設けられた貸費生名義の預貯金口座に振込みいたします。
- III. 貸与期間：
在学する学校の最短修業
- IV. 誓約書・学資金借用証書の提出：
貸与の際には、連帯保証人（保護者又は親族及び沖縄県に居住する独立の生計を営む者）を立てて誓約書・学資金借用証書を提出していただきます。

2. 返 還

学資金は学資として貸与されたものですので、貸与終了後（卒業や辞退等）は必ず返還しなければなりません。返還金は直ちに学資資金となり、後輩に貸与されます。

※ただし、令和4年度から当面の間、保育士を養成する学校にて保育士の資格を取得し、西原町内の保育施設で3年間働いた場合、学費の返還の免除申請ができます。条件等、詳細は西原町ホームページをご覧ください。

- I. 学資返還計画書の提出：
貸与終了後は、返還方法を取り決めるため、学資返還計画書を作成し、提出していただきます。
- II. 返還期間：
学資金の貸与終了後の6か月後に始まり、7年以内で返還を完了しなければなりません。
- III. 返還方法：
返還は、預貯金口座からの自動引き落としにより返還することになります。
なお、自動引き落としに関する手数料は、返還者の負担となります。（1回¥140+消費税）

3. 募集要項・申請書

様式については、西原町ホームページ「こども子育て支援ガイド」で公開しております。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/kosodateguide/index.html>

■申請の流れ

- | | |
|-------|--|
| 3月中 | 申請書の受付 |
| 4月 | 申請書類等の内容確認作業 |
| 4月～5月 | 審査、決定（又は不採用）通知 |
| 5月 | 誓約書・学資金借用証書等提出手続き（決定した場合） |
| 6月 | 学資貸与（本人の口座へ入金開始）
毎月15日振込（土日祝日は繰上げ振込）
開始年度のみ4・5・6月の3か月分を6月に振込 |

※申請後、実際に貸与が開始されるのは6月を予定しています。ご注意ください。

※決定通知後「誓約書・学資金借用証書」の作成時、連帯保証人（保護者又は親族及び沖縄県に居住する独立の生計を営む者）の2名が必要になりますので準備をお願いします。

※毎年4月に成績証明書・在学証明書の提出をお願いします。

※申請書本人及び保護者・連帯保証人の氏名・住所・その他重要な事項に変更があった場合は届出をお願いします。

■その他学資金情報

西原町人材育成会の他にも、独立行政法人日本学生支援機構や、（財）沖縄県国際交流・人材育成財団にも同様の制度があります（西原町人材育成会の学資金貸与との併用はできません）

対象や条件に違いがありますので、ご注意ください。

■お問い合わせ先

西原町人材育成会（教育委員会 教育総務課内） ☎098-945-3655（内線：2201）

特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、その世帯の収入額が一定額以下である場合に、学用品費や学校給食費などの必要な経費の一部を援助することで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、「特別支援教育就学奨励費」を支給しています。（就学援助制度との併用はできません）

■支弁対象の経費

- 1 学校給食
- 2 校外活動等参加費
- 3 学用品・通学用品購入費
- 4 新入学児童生徒学用品等購入費
- 5 修学旅行費

※ 上記、経費の一部を支給します。

■必要書類等

- 1 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書
- 2 住民票謄本（続柄が記載されているもの）
- 3 当該年度の所得課税証明書（同一世帯員のうち、収入のある方全員分）
- 4 委任状 兼 口座振替依頼書
- 5 その他（預金通帳の写し等）

※ 2及び3の書類は、収入の状況及び住民世帯情報を西原町教育委員会が確認することについて同意する場合は提出不要となります。（ただし、西原町外にお住まいの方又は同意がない場合は、申請時に住民票謄本を提出し、所得課税証明書は6月1日以降に速やかに提出してください）

※ 5の書類は、金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できるページ（表紙等）の写しを提出してください。

その他、支弁決定の基準や対象経費などの詳細な情報については、西原町教育委員会にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039（内線：2205）

西原町人材育成会児童生徒の県外派遣に関する補助金交付事業

町内の児童生徒がスポーツや文化活動で活躍し県外大会に派遣される場合に、下記のとおり補助金を交付します。

■対象者

1. 西原町内に住所を有する小学生及び中学生
2. 保護者とともに西原町内に住所を有する高校生

■要件

1. 公益財団法人沖縄県体育協会又はその加盟団体が主催する県大会において優勝、準優勝の成績を収め、主催団体から出場権を得て県外大会に出場する場合。
ただし、対象者2に該当するものは、全国高等学校総合体育大会に限る。
2. 要件1に該当し派遣された大会において、主催団体から出場権を得て上位大会に出場する場合
3. 公益財団法人沖縄県体育協会又はその加盟団体から、競技力の水準の高いものとして沖縄県代表に選ばれた場合
4. 文化的活動ついて、要件1.2.3を準拠、審査し、かつ、会長が適当であると認めたものとする。
ただし、対象2に該当するものは、全国高等学校総合文化祭に限る
5. その他会長が特に必要と認めた場合

■交付回数

1人1会計年度につき1回

ただし、補助金を交付された大会において上位大会に参加される場合はこの限りでない

■手続き方法

大会終了後、2週間以内に下記の必要書類を添えて西原町人材育成会（町教育総務課内）へ申請

- ①西原町人材育成会県外派遣費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②県内、県外大会開催要項等
- ③県外大会参加申込書の写し
- ④県内、県外大会の成績を証するもの
- ⑤搭乗を証するもの
- ⑥振込先の確認ができるもの
- ⑦その他会長が必要とするもの

■補助金交付額

区別		積算基準	
派遣人員		大会要項により登録された児童生徒 (選手及びマネージャー)	
地区別基準額 (一人当たり)	1ブロック	北海道	45,000円
	2ブロック	青森 秋田 山形 岩手 宮城 新潟 福島	40,000円
	3ブロック	東京 神奈川 埼玉 千葉 栃木 茨城 群馬 山梨 長野 静岡 富山 福井 石川 愛知 岐阜 三重	35,000円
	4ブロック	大阪 兵庫 京都 奈良 滋賀 和歌山 岡山 広島 山口 鳥取 島根 愛媛 香川 徳島 高知	30,000円
	5ブロック	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	25,000円
	6ブロック	国外	80,000円

■お問い合わせ先

西原町人材育成会（教育総務課内） ☎098-945-3655（内線：2202）

西原町子ども貧困緊急対策支援事業

町では、以下のこどもの居場所の運営支援を行っています。

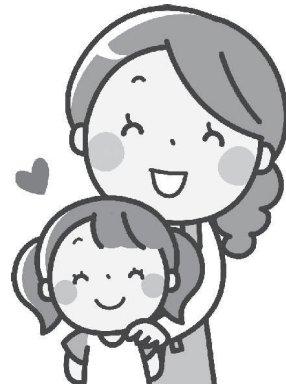
■西原町こどもの居場所運営状況

居場所名	委託先	活動場所	活動日数	対象児童	支援内容
上原自治会	自治会	上原自治会 コミュニティ センター	週 5 日	上原地区の小学生～高校生	学習支援 食事支援（軽食）
平園自治会	自治会	平園自治会事務所	週 5 日	平園自治会の小学生	学習支援 食事支援（軽食）
小波津団地 自治会	自治会	小波津団地 自治会事務所	週 1 日	小波津団地地区の小学生	学習支援 食事支援（軽食）
みんなの学習 塾	自治会	小橋川公民館	週 2 日	小橋川地区に住む小中学生	学習支援 食事支援（軽食）
たなばるわら び庭（なー）	自治会	棚原公民館	週 4 日	棚原地区に住む小学生	生活支援 学習支援 食事支援（軽食）
嘉手苺自治会	自治会	嘉手苺公民館	週 1 日	嘉手苺周辺地域の小中学生	生活支援 学習支援 食事支援（軽食）
美咲区自治会	自治会	美咲区公民館	週 1 日	美咲周辺地域の小中学生	生活支援 学習支援 食事支援（軽食）
呉屋自治会	自治会	呉屋自治会事務所	週 3 日	呉屋周辺地域の小中学生	生活支援 学習支援 食事支援（軽食）
内間団地 自治会	自治会	内間団地 自治会事務所	週 1 日	内間団地周辺地域の小中学生	生活支援 学習支援 食事支援（軽食）
西原がじゅ まー教室	町外 NPO 法人	民家	週 3 日	就学援助受給世帯 不登校児童（生活困窮世帯等）	学習支援 食事支援 キャリア教育
掛保久自治会	自治会	掛保久公民館	週 1 日	掛保久周辺地域の小学生	学習支援 食事支援 生活支援

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 子ども課 子ども相談係 ☎098-945-5311（内線：2705）

ひとり親家庭



ひとり親家庭の子育てを応援します。

児童扶養手当について

父母の離婚等により、一人で児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

■対象者

次の条件にあてはまる児童(今年度末時点で18歳以下の者。心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳以下の者)を監護している人

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡している児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで産んだ児童
- ⑧父母とも不明である児童

■申請方法

申請される方の状況により必要書類等が異なります。申請は予約制となっておりますので、事前にお問い合わせください。

◎所得制限限度額

手当を受ける人の前年の所得が限度額以上である場合には、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給停止となります。

詳細は西原町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

■手当の支払

手当は、申請した日の属する月の翌月分から支給されます。手当を受けられる要件にあっても、申請を行い沖縄県知事の認定を受けなければ、手当は支給されません。

手当の支払時期は、奇数月の11日(各月とも11日が土、日、祝日の場合はその前日)、支払月の前月までの分が受給者の指定した金融機関へ振り込まれます。振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振込できなくなりますので早めにご連絡ください。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係

■必要書類(参考)

- ①戸籍謄本(本人及び対象児童のもの)
- ②保険証(本人及び対象児童のもの)
- ③請求者名義の預金通帳
- ④マイナンバーカードまたは通知カード
(本人及び対象児童のもの)
- ⑤その他必要と認められる書類
※各証明証は、1ヶ月以内のもの
※申請者個々により、必要書類が異なります。

■手当の額

詳細は西原町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

■続けて手当を受ける場合

11月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届が必要です。

現況届は、毎年8月1日の状況を把握し、11月分以降の児童扶養手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、11月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

☎098-945-5311(内線:2703)

母子父子家庭等医療費助成制度

◎母子父子家庭等医療費助成制度とは

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減することにより、その生活の安定と自立を支援するため、医療費のうち保険診療の自己負担分を公費で助成します。

■対象者

1. 母子家庭の母子
2. 父子家庭の父子
3. 養育家庭の児童

■所得制限

児童扶養手当に準じた所得制限があります

■手続きに必要なもの

1. 母子または父子家庭であるという証明
(児童扶養手当証書や戸籍謄本等)
2. 健康保険証
- 3 (転入の場合) 児童扶養手当用所得証明書
4. 請求者名義の通帳
5. その他必要と認められる書類
※申請者個々により書類が異なりますので、事前
にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311 (内線: 2703)

母子・父子寡婦福祉資金貸付金制度

◎母子(寡婦)福祉資金の貸付とは

母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立と生活の安定と、児童の福祉向上を図ることを目的とする制度です。

■対象者

- ① 母子家庭の母(20歳未満の児童を扶養している方)、またはその児童
- ② 父子家庭の父(20歳未満の児童を扶養している以下の方)、またはその児童
- ③ 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で、現在も配偶者がいない方)または寡婦が扶養している20歳以上の子
※お子様を扶養していない方は所得制限があります。詳しくは南部福祉保健所へお問い合わせください
- ④ 40歳以上の配偶者のない女性であって、母子家庭の母および寡婦以外の方
※お子様を扶養していない方は所得制限があります。詳しくは南部福祉保健所へお問い合わせください
- ⑤ 父母のいない児童(20歳未満の方)

■資金の種類

- ① お子様の就学のための資金…
修学資金、就学支度資金
- ② お母さんの事業のための資金…
事業開始資金、事業継続資金
- ③ お母さんの技能習得のための資金…
技能習得資金
- ④ お子様の技能取得のための資金…
修業資金
- ⑤ お母さん・20歳未満のお子様の就職のための資金…
就職支度資金
- ⑥ 医療または介護を受けるための資金…
医療介護資金
- ⑦ 生活費に関する資金…
生活資金
- ⑧ 住宅に関する資金…
住宅資金、転宅資金
- ⑨ お子様のご結婚のための資金…
結婚資金

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311 (内線: 2703)

■審査機関

沖縄県 子ども生活福祉部 南部福祉事務所 地域福祉班(母子寡婦福祉担当)
住 所: 南風原町字宮平212 電 話: 098-889-6364

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子・父子家庭及び一人親世帯が、就学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由で一時的に生活援助、保育サービスが必要になったり、また、生活環境等の激変により日常生活を営むことに支障が生じているとき、生活支援員を派遣するなどして、世帯の生活の安定を図る事業です。

■対象者

母子・父子世帯で、就学等の自立を促したり、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭を対象とします。
なお、自立を促す事由の例は以下の通りです。

・疾病 ・出産 ・看護 ・事故 ・災害 ・冠婚葬祭 ・出張など

※サービス利用には事前に登録が必要です。

■サービス内容

生活援助	●身の回りのお世話（簡単な身体介助） ●食事の世話 ●住居の掃除 ●日用品の買い物 ●医療機関等との連絡 ●その他一時的な生活援助
子育て支援	●乳幼児の保育 ●技能習得のための通学や就職活動の際の保育サービス ●病後児保育、医療機関等との連絡 ●その他一時的な子育て支援

■派遣回数

年間24日が上限です。

※利用時間は1時間を単位とします。

※一度登録すれば再登録は不要です。※支援員は、沖縄県母子寡婦福祉連合会から派遣されます。

■申請に必要な書類

母子・父子家庭または寡婦であることを証明する書類

児童扶養手当証書、母子・父子医療証、戸籍謄本、住民票謄本（特別）等

■生活支援員派遣者

名称：公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会住

所：那覇市首里石嶺町4-373-1

T E L : 098-887-4099 FAX : 098-887-4108

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311（内線：2703）

Nishihara Town
Child Rearing Guide Book

6

発達支援・特別支援



心身の発達の気になる児童や
障がいのあるお子様のための情報です。



特別児童扶養手当

1.特別児童扶養手当について

20歳未満の身体や精神に障がいがある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

■対象者

20歳未満で法令に定める程度の障がいの状態にある児童を養育する父母または養育者。ただし、次の場合を除く

- ①養育している障がい児が日本国内に住所がないとき
- ②養育している障がい児が児童福祉施設に入所しているとき
- ③養育している障がい児が当該障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき
- ④受給者が、日本国内に住所がないとき

■申請方法

申請される方の状況により必要書類等が異なります。申請は予約制となっておりますので、事前にお問い合わせ下さい。

■必要書類（参考）

- ①戸籍謄本（本人及び対象児童のもの）
- ②住民票謄本（本人及び対象児童のもの）
- ③診断書（指定の様式があります。）
- ④請求者名義の預金通帳
- ⑤マイナンバーカードまたは通知カード（本人、配偶者、対象児童のもの）
- ⑥その他必要と認められる書類

※各証明書、診断書は証明日から1ヶ月以内のもの

※申請者個々により、必要書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。

■手当の額

詳細は、西原町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

■所得制限限度額

手当を受ける人の前年の所得が限度額以上である場合には、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の支給が停止されます。

所得制限限度額の詳細は、西原町ホームページをご覧ください。
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311（内線：2703）

■手当の支払

特別児童扶養手当は、住所地の市町村に認定請求及び必要書類を提出し、県の審査を経て県知事の認定を受けることにより支給されます。手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月11日、8月11日、11月11日（前後する場合があります。）の年3回（各月とも11日が土日・祝日の場合はその前日）、指定した振込口座へ振り込まれます。

■続けて手当を受ける場合

8月分以降の特別児童扶養手当を受けるには所得状況届が必要です。

所得状況届は、毎年8月1日の状況を把握し、8月分以降の特別児童扶養手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

保育所（園）の発達支援保育について

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で保育の必要性が認められ、集団生活において支援が必要な児童には、保育士の数を増やし、より丁寧な保育を行い、専門家による年に数回の巡回指導を実施することで、子どもの発達を促します。まずは、こども課 幼稚園こども園係でご相談を。

◎実施

町内各認可保育園・認定こども園で実施しています。

■申 込

身体障害児手帳又は療育手帳、心理判定書などの写しが必要です。お子さんの事情によっては、医師の診断書や発達検査を求める場合があります。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 幼稚園こども園係 ☎098-945-5311（内線：2709）

幼稚園の特別支援教育について

発達が気になる児童及び心身に障がい等を持ち、集団保育が可能な園児が対象です。

◎実施

全町立幼稚園で実施しています。

※添付書類

申込時：身体障害児手帳又は療育手帳、心理判定書などの写しが必要です。

※お子さんの事情によっては、医師の診断書や発達検査を求める場合があります。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 幼稚園こども園係 ☎098-945-5311（内線：2709）

親子通園事業「あゆみ」

「あゆみ」は、心身の成長発達の一になる児童や障がいがあるお子さんが親子と一緒に通い、遊びの中で生活指導を行います。

■対象児童

西原町内在住で心身の発達の一になる児童（障がいのある児童を含みます。）で、保護者と通園が可能な感染病疾病を有しない未就学児童（※原則として親子通園になります。）

■利用料

無料
（ただし、おやつ代など一部自己負担があります。）

■保育時間

月～木曜日 9時30分～12時
（土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日、
年末年始の休日はお休み）
※利用者によって異なります。

■保育内容

- ・遊び（感覚遊び・運動遊び・リズム遊び）
- ・巡回指導
- ・療育相談
- ・交流保育

■実施場所

坂田児童館（館内に専用保育室があります）

■入園手続き

西原町役場 福祉部 こども課母
子保健係へご相談ください。



■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 母子保健係 ☎098-945-5311（内線：2710・2711・2712）

障がい福祉サービス・障がい児通所支援・地域生活支援事業について

障がいのある児童の生活の支援、また発達を伸ばす為に必要なサービスの提供を行います。

■対象者

身体・知的・精神に障がいのある児童（発達障がいを含む）又は、難病を有する児童

◎サービス一覧

■障がい福祉サービス

サービスの種類	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間（夜間も含め）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■障がい児通所支援

サービスの種類	対象	内容
児童発達支援	療育が必要な未就学児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児	居宅を訪問し、児童発達支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医学的管理が必要な児童	児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童 ※（幼稚園除く）	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

■地域生活支援事業

サービスの種類	内 容
移動支援	社会生活上必要不可欠であるものや余暇活動等社会参加のために必要であるものに支給します。
日中一時支援	日中において監護する者がいない場合、一時的に見守り等の支援をします。

■利用までの流れ

- ①申請書類を用意し、西原町役場 福祉課へ提出します。
 - ②申請者は、障がい児相談支援事業者と契約します。
 - ↓
 - ③役場職員による訪問調査を実施します。
 - ④障がい児相談支援事業者はサービス等利用計画案を作成し、町に提出します。
 - ↓
 - ⑤役場内にて支給決定会議を開催し、サービスの種類・利用日数・利用者負担上限月額等を決定します。
 - ⑥決定通知書、受給者証を自宅へ送付します。
 - ↓
 - ⑦申請者はサービス提供事業者を選択し、受給者証を提示します。契約後、利用が開始します。
(※事前に利用希望の事業所を見学しておくことをお勧めします。)
- ※①～⑥までおよそ2～3ヶ月かかります。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791 (内線：2609)

身体障害者（児）手帳について

身体障害者（児）手帳は、身体に障がいのある方がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障がいの種類や程度により、1級(重度)～6級(軽度)までの手帳が交付されます。

■手帳の交付対象となる障がい一覧

- ①視覚障がい ②聴覚障がい ③平衡機能障がい ④音声・言語障がい ⑤そしゃく障がい
 ⑥肢体不自由 ⑦心臓機能障がい ⑧じん臓機能障がい ⑨呼吸器機能障がい ⑩免疫機能障がい
 ⑪ぼうこう又は直腸機能障がい ⑫小腸機能障がい ⑬肝臓機能障がい

■申請の方法

下記のものを持参して申請して下さい。

※様式は、西原町役場 福祉課 窓口にて用意してあります。

- ①身体障害者（児）手帳交付申請書
- ②指定医師の意見書、診断書
※「指定医師」とは、身体障害者福祉法15条で認定を受けた医師のことをいいます。
- ③顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ④マイナンバー通知書、または個人番号カード
- ⑤窓口に来る方の身分証明書（運転免許証など）
※沖縄県で審査後、約3～4か月で交付されます。
※申請書、指定医師の意見書、診断書の様式は沖縄県身体障害者更生相談所のホームページからもダウンロードできます。

■沖縄県身体障害者更生相談所ホームページ

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shinshoshasodan/index.html>

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791 (内線：2606)

■手帳交付後に届出が必要な場合

- ①等級変更・障がい名追加による再交付
前頁の「■申請の方法」に記載されているものを持参して申請して下さい。
- ②紛失・破損による再交付
顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、マイナンバー通知書または個人番号カード・届出にきた方の身分証を持参して申請して下さい。
- ③住所・氏名変更届
身体障害者手帳・届出にきた方の身分証を持参して申請してください。
※西原町外へ転出したケースの場合、転出先の市町村で申請してください。（障がい者施設等に入所した方は西原町で申請手続きが必要な場合がありますので、くわしくはお問い合わせください。）
- ④返還届
手帳の再交付をうけたとき、障がいに該当しなくなったとき、死亡したときなどは返還が必要です。身体障害者手帳、印かん（認印）、マイナンバー通知書または個人番号カード、届出にきた方の身分証を持参して申請して下さい。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2606）

療育手帳について

療育手帳は、知的障がいをお持ちの方がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、A1・A2・B1・B2の手帳が交付されます。

■申請の方法

下記のものを持参して「西原町役場 福祉課」に申請して下さい。申請後、沖縄県中央児童相談所（18歳未満の場合）で面接を受けます。その後、約3～4か月後に手帳が交付されます。

- ①療育手帳交付申請書
- ②成育歴 ※①・②の様式は、西原町役場 福祉課 窓口にて用意してあります。
- ③顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ④マイナンバー通知書または個人番号カード

■手帳交付後に届出が必要な場合)

- ①紛失・破損による再交付
顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚、マイナンバー通知書または個人番号カードを持参して申請して下さい。
- ②住所・氏名変更届
療育手帳、届出にきた方の身分証を持参して申請してください。
※西原町外へ転出したケースの場合、転出先の市町村で申請して下さい。（障がい者施設等に入所した方は、西原町で申請手続きが必要な場合がありますので、くわしくはお問い合わせください。）

■返還届

手帳の再交付をうけたとき、障がいに該当しなくなったとき、死亡したときなどは返還が必要です。療育手帳、届出にきた方の身分証を持参して申請して下さい。

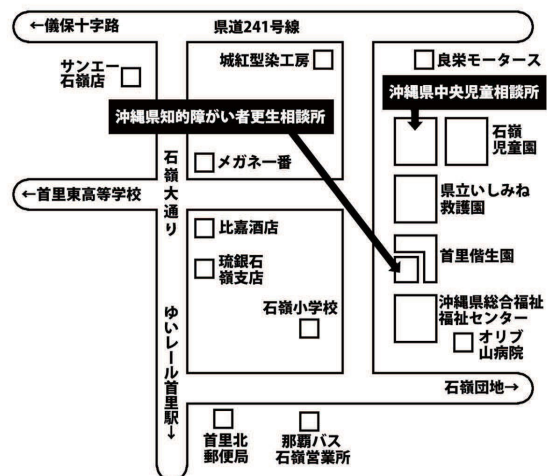
■再判定

手帳に記載されている再判定年月日が近づいたら、沖縄県中央児童相談所（18歳未満）または沖縄県知的障害者更生相談所（18歳以上）へ連絡して再判定を受けてください。

※再判定を受けないと、サービスが受けられなくなる恐れがあります。

■問合せ先

沖縄県中央児童相談所・沖縄県知的障がい者更生相談所



■お問い合わせ先

沖縄県中央児童相談所（那覇市首里石嶺町4丁目404番地2号）☎098-886-2900

■担当

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2606）

精神障害者保健福祉手帳について

この手帳は、精神障がいをお持ちの方がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により1級・2級・3級の手帳が交付されます。

■申請に必要な書類

- ・障害手帳申請書（様式は西原町役場福祉課窓口にあります）
- ・診断書
- ・写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ・マイナンバー通知書または個人番号カード

■手帳交付後に届出が必要な場合

- ★紛失・破損による再交付
顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚を持参して申請して下さい。
（約1ヵ月後に再交付されます）
- ★住所・氏名変更届
※西原町外へ転出した場合、転出先の市町村で申請してください。
変更事項が証明できるもの（保険証や住民票など）、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

■更新手続き

手帳の有効期限は申請した日から2年間です。更新手続きは期限の3ヶ月前から出来ます。更新時の申請方法は新規申請と同じです。障害手帳も忘れずにお持ちください。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2605）

障害者（児）日常生活用具給付事業について

障がい者（児）や難病患者等に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。条件があります。

■用具の例

- ①特殊ベッド ②手すり ③入浴補助具 ④ストマ装具

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2605）

障害者（児）住宅改修費給付事業について

身体の不自由な方（児童）が、住宅の改修を必要とする場合に限度額の範囲で住宅改修費の一部を給付します。条件があります。

■改修の例

- ①段差改修 ②和式便器から洋式便器への変更 ③てすりの取り付け

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2605）

補装具の支給

身体障害者手帳または難病受給者証をお持ちの障がい者(児)の日常生活や社会生活(職業生活)の便宜を図るために、その援護として失われた身体機能を補う補助具の購入、修理にかかる費用を給付します。

障がいの部位・等級などにより、受けられる給付が異なります。

また、原則事前申請となっていますので、まずはお問い合わせの上、ご相談下さい。

■補助具の例

①義手・義足 ②車いす ③補聴器 ④杖 ⑤装具等

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791 (内線:2605)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。

助成を受けるには、要件があります。

また、原則事前申請となっていますので、まずはお問い合わせの上、ご相談下さい。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791 (内線:2605)

重度心身障がい者（児）医療費助成

重度心身障がい児に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。

■対象者

1. 西原町に住民登録している身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2所持の者。
2. 西原町より措置されている身障施設等入所者で上記の手帳所持者。
3. 医療保険加入者。
4. 世帯員の所得が一定の限度額内の者。
※生活保護世帯の方は該当しません。

■申請書類

1. 申請書：（西原町役場の担当課窓口にあります。西原町のホームページからも、ダウンロードできます。）
2. 身体障害者手帳・療育手帳
3. 健康保険証
4. 預金通帳の写し(口座振替)
※本人名義の通帳をお願いします。
5. 所得、控除の記載がある所得課税証明書
※1月1日に住所があった市町村役所（場）より取り寄せてください
※その他、必要な書類がある場合があります。詳しくは、障がい支援係までお問い合わせください。

■医療費助成の範囲

- 1 保険医療を受けた場合の自己負担額
医療保険には、医療費の負担を軽くする目的で*高額療養費の制度や附加給付の制度があり、これらを差し引いた自己負担額を助成します。
※一定額以上の医療費を支払った場合の払い戻し
- 2 医療保険適用外のもの（例：文書料、薬などの容器、入院時の食事代・差額ベッド代）等は助成の対象とはなりません。
- 3 公費による医療（更生医療）の自己負担分も助成対象になります。

■受給者証をお持ちの方へ

受給者証を紛失・破損した場合や、住所・氏名・保険証の変更、死亡したときには届け出が必要です。身体障がい者手帳（または療育手帳）、保険証、印鑑、預金通帳（死亡の場合は新しい振込先の通帳）を持参して担当課窓口で申請してください。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2606）

障害児福祉手当

県では、精神又は身体の重度障がいのため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障がい児に対して、障害児福祉手当を支給しています。

■支給対象者

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所の認定を受けた方。

なお、以下の場合は対象となりません。

- ①施設に入所（通所を除く）している場合。
- ②政令で定める公的年金を受給している場合。

■支給制限

手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。

■手当額

障害児福祉手当

月額 15,220円（令和5年4月より適用）

※手当の額については消費者物価指数の動向により、変更される場合があります。

■支給

毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月までの3ヶ月分が振り込まれます。

■申請手続

以下の必要書類を添えて福祉課 障がい支援係の窓口へ提出して下さい。

※認定請求書などは西原町役場又は南部福祉事務所に備えております。

- ①認定請求書
- ②所得状況届
- ③債権者登録申請書
- ④世帯分で個人毎の所得課税証明書
- ⑤戸籍謄本
- ⑥住民票謄本（本籍・続柄記載）
- ⑦障害児福祉手当認定診断書
- ⑧マイナンバーカードまたは、
マイナンバー通知カードおよび身分証明書
- ⑨特別児童扶養手当の証書
（特別児童扶養手当を受給されている方）
- ⑩通帳（本人名義）
- ⑪印鑑（認印）

■お問い合わせ先

沖縄県 南部福祉事務所 地域福祉班（南風原町字宮平212） ☎098-889-6364

■担当

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2606）

育成医療の給付（自立支援医療）

育成医療とは、身体に障がいがあり、病気を放置すると障がいを残す可能性のある18歳未満の児童が、生活能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成する制度です。世帯の所得に応じて一定の自己負担があります。

■対象

身体に障がいのある18歳未満の児童
（給付の対象となる医療）

- ・肢体不自由
- ・視覚障がい
- ・聴覚・平衡機能障がい
- ・音声・言語・そしゃく機能障がい
- ・心臓機能障がい
- ・腎臓機能障がい
- ・小腸機能障がい
- ・その他内臓機能障がい
- ・免疫機能障がい

■申請をおこなう際のポイント

- ・事前申請が原則となっています。
- ・緊急手術等で治療開始前の窓口申請が難しい場合にはお電話にてご相談下さい。

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791（内線：2606）

精神通院医療費の給付（自立支援医療）

精神保健福祉法第5条に定める精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象です。なお、現在病状が改善しても、その状態を維持し再発を予防するために、通院医療を継続する場合も対象となります。

※詳しくは、主治医の先生にご相談ください。

■有効期間

有効期間は申請をした月から1年間で、有効期限の3ヶ月前から再認定の手続きができます。
(1年目更新：診断書必要なし ・ 2年目更新：診断書必要)

■お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791 (内線：2605)

心身障がい児歯科治療

一般の歯科医での治療が困難な、在宅および施設に入所している障がい児を対象に、歯科治療などを実施しています。

※その他、障がい者のための摂食、嚥下治療も行っています。

■診療日

月～金曜日

■診療時間

午前9時～午前12時
午後1時～午後5時

■診察場所

名称： 沖縄県口腔保健医療センター
住所： 南風原町字新川218番地1
電話番号：098-888-0648
※完全予約制です

■お問い合わせ先

沖縄県口腔保健医療センター
☎098-888-0648

沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課
☎098-866-2190

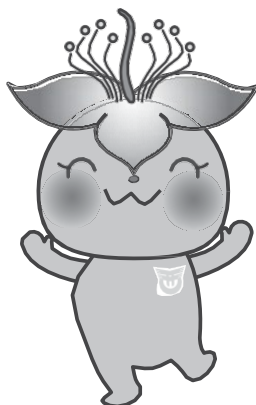
沖縄県ホームページ
障害児（者）歯科医療実施医院一覧表
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/25414.html>

7

子どもの安全



子どもの安全のための情報です。



児童虐待かな？と思ったら

◎ ダイヤル「189」

ご近所で、気になるお子さんはいませんか？気になる泣き声はありませんか？

そんな時は、児童相談所全国共通ダイヤル189へお電話を。

匿名で行うこともできますし、また守秘義務の観点から個人情報は保護されますので、安心してお電話していただけます。

子どもの生命や権利を守ってあげることが優先してご連絡ください。虐待かどうかの判断は私たちが慎重に行います。

児童相談所全国共通ダイヤル

電話 **189** 番

※お近くの児童相談所につながります。

■ お問い合わせ先

西原町役場 福祉部 こども課 こども相談係 ☎098-945-5311 (内線：2705)



体罰は、法律で禁止されています。



「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、
こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。



たたく・ける



長時間の正座



どこかに
とじこめられる

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。



無視される



きょうだいと
比べてけなす



産まれてきたこと
を否定される

どんなに大好きな相手でも、こんなことをされたら、痛くて、悲しくて、つらいですね。
でも、大人も悩んだり、怒ったり、いやなことがあって落ち込んだりすることもあります。
だからといって子どもに体罰などをあたえることは、ゆるされることではありません。
あなた自身やお友達が「体罰や暴言を受けているかも？」と思ったら、
信頼できる大人の人に相談してみよう。
あなたの力になりたいと思っている人は、たくさんいるよ。

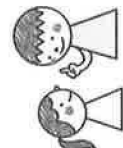


子どもと向き合う子育てを

言うことを聞かなくて手が出そうになった。大きな声で怒鳴ってしまった。子育ての中でそのような経験をした方も少なくないと思います。「しつけのため」「子どものため」と思っている人も、体罰や虐待となる場合があります。子どものためと厳しく接している方は、一度子どもと向き合ってください。何を必要としているかは、その子が教えてくれるはずです。

しつけ

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為



子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)



体罰を含む虐待

虐待と認められるものには、以下の4種類が挙げられます

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト
(何もしないこと)

心理的虐待



これらは全て虐待行為です

- ・殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる
- ・子どもの目の前で配偶者に暴力をふるう、暴言を吐く
- ・子どもの意思に反して学校などに登校させない
- ・子どもを無視する、心を傷つける言動をする
- ・反省のために長時間正座させる
- ・罰として食事を与えない
- ・どこかに閉じ込める、外に閉め出す
- ・置き去りにする、夜間子どもだけで家に放置する など
- ・子どもへ性的ないたずらをする など



「虐待」は子どもの成長・発達に悪影響を与える可能性ががあります

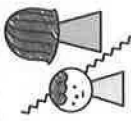
精神的な問題の発生



攻撃性の増強



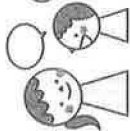
親子関係の悪化



反社会的な行動の増加



体罰によらない子育てのための工夫ポイント



体罰等がよくないと頭では分かっているにもかかわらず、その時々状況や理由によって、難しく感じることも多くあります。基本は、子どもの目線に合わせて接すること。子どもの話を聞いたり時間をかけて待つことで、お互いに心地よい関係を育むことができます。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

子どもも子どもなりにいろいろなことを感じ、考えています。誰かにその気持ちや考えを受け止めてもらえることで、大切にされていると感じ、心が大きく成長します。



子どもが言うことを聞かなくて、つい強く言ってしまう...

お互いの気持ちや考えがずれ違っているのかもしれない。

POINT 02

子どもの成長・発達に合わせた工夫を

大人と同じように、子どもも一人ひとり、できることとできないことがあります。どんなに頑張ってもできないとき、子どもは「自分はダメな子だ」と自信をなくし、大人も「させようとする」とストレスにつながります。

「困った」を減らすちよっとした工夫

何段階でも危ないことを繰り返す

危ないものはあらかじめ子どもの手の届かないところにしよう

置かれたことをすぐにはない、やめない

散歩に出かけるなど場面を変えたり、子どもの好きなことを話題にしたりして、気持ちを切り替えるきっかけを作る

POINT 03

声かけは肯定的にすると伝わりやすい

子どもには「うらやましい」といった感情的な声かけよりも、「静かにしようね」などと肯定的で具体的に伝えましょう。穏やかに、落ち着いた声で伝えるとより伝わりやすくなります。



- 子どもが理解できる言葉を使う
- まずは大人がお手本を見せる、または一緒にやってみる など

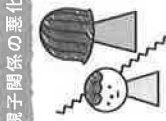
POINT 04

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもが何かできたとき、「当たり前」と捉えるのではなく、その頑張りを認め、いっぱい褒めてあげてください。子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにも繋がります。



頑張りを認められることで自分に自信を持ち、頑張りを継続できたり、できなかったことにチャレンジしようという気持ちにも繋がります。



体罰を与えてしまった養育者のうち「しなければよかった...」と後悔した経験のある人は8割を超えます。その中にはしつけや子育てなどのストレス、不安が強く、思わず手が出てしまったという人も少なくありません。親も子どもも、健やかに安心して毎日を暮らすために、ストレス解消につながる工夫や休息を大切にしましょう。

叩かれたり怒鳴られたりすると、恐怖心から一時的に言うことを聞かなくなってしまう。しかし子どもは何か悪いのかを理解できず、根本的な解決がなされないまま、問題が悪化していくことになります。

一人で悩まず、相談窓口や支援サービスなど周囲の力を借りることも重要です。

ついカツとなって
こどもに強く
あたってしまう...



子育てや親子関係の
不安や悩みイライラに、
いつしよに向き合います。

きょうだいと
比較されるのが
つらい...



気軽に話せる人もいないし...



自分でなんとかしなきゃ...



もっとひどいことを
してしまいそうで怖い...



衝動的に
きつい言葉が出てしまう...
後からものすごく後悔...



強い言葉で言われると怖いし落ち込む...



ホントはもっとやさしくしたいのに...



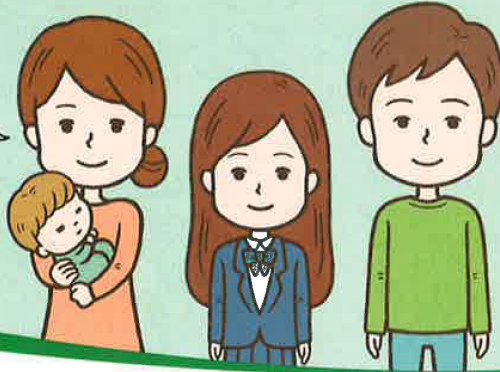
どう接したらいいかわからない...



親子のための 相談LINE



専門の相談員が
対応してくれるから
安心です




匿名可能

秘密厳守

相談方法



 子ども虐待防止
オレンジボン運動

こどもを守る、
社会をめざして。

こどもまんが
こども家庭庁

しつけ? 体罰?
これってどっち??

[特設サイトでCHECK] →

子ども虐待防止



西原町 こども子育てガイド

令和6年3月

監修・発行：西原町福祉部 こども課

-
-
- 本冊子に掲載されている各制度やサービスの内容・支給額等については、令和5年4月現在の状況です。但し、今後・法改正等により変更される場合があります。

